

土浦市外国人生活ガイドブック



2016



目次

	土浦市の紹介	1
	土浦市役所の案内	2
	1. 緊急のとき	6
	(1) 交通事故・犯罪被害にあったとき	6
	(2) 火事・救急のとき	6
	2. 在留管理制度と住民基本台帳制度	7
	(1) 在留管理制度	7
	(2) 住民基本台帳制度	7
	3. 届出・証明	8
	(1) 戸籍制度	8
	(2) 転入・転居・転出などの届出	8
	(3) 印鑑・印鑑登録	9
	4. 暮らし	10
	(1) 日本語を学ぶ	10
	(2) 住まい	10
	(3) ライフライン	11
	(4) ごみの出し方	12
	(5) 犬・猫などのペット	13
	(6) 町内会・生活のマナー	14
	(7) 銀行	15
	(8) 郵便	15
	(9) 宅配便	15
	(10) 電話	15
	(11) 公共交通機関	16
	5. 災害への備え	17
	(1) 風や水の災害	17
	(2) 地震や津波の災害	18
	(3) 災害が起きたときの避難	19
	(4) 身近な避難場所	20
	(5) 災害に関する情報	22
	6. 福祉・保健・介護	23
	(1) 国民健康保険	23
	(2) 国民年金	23
	(3) 子どもができたなら	24
	(4) 子どもが生まれたら	24
	(5) 健康	26
	(6) 介護保険	27

	7. 労働・消費生活	28
	(1) 仕事を探す	28
	(2) 労働条件	28
	(3) 労働相談	29
	(4) 豊かな消費生活のために	29
	8. 教育	30
	(1) 学校教育	30
	(2) 生涯学習	32
	(3) スポーツ・レクリエーション	33
	(4) 土浦の公園	34
	9. 税金	35
	(1) 税金について	35
	(2) 国税	35
	(3) 地方税	35
	10. 自動車・バイク	37
	(1) 自動車・バイクの運転	37
	(2) 自動車・バイクの所有	37
	(3) 自動車保険	37
	11. 交通安全	38
	(1) 交通ルールとマナー	38
	(2) 交通事故	38
	(3) 県民交通災害共済	39
	(4) 主な交通標識	39
	12. 外国語で対応できる病院	40
	◆病院・医院	40
	◆歯科	42
	13. 薬局・薬店	43
	14. 困ったときの相談窓口	44
	15. 日常生活で見る主なピクトグラム	45
	16. 公共施設などのテレホンガイド	46
	○外国人向け生活情報サイト	51
	○土浦市国際交流協会の紹介	51



土浦市の紹介

○土浦市の概要

昭和15（1940）年に誕生した土浦市は、日本で2番目の広さを誇る湖「霞ヶ浦」の西岸と関東の名峰「筑波山」の南麓に位置し、首都東京から60km 成田国際空港から40km の距離にあります。気候は年間を通して比較的温暖で、霞ヶ浦の雄大な眺めと筑波山麓の豊かな自然に恵まれた緑あふれるまちです。市の基盤は江戸時代初期に城下町として整備され、今も土浦城址周辺など市内各所には城下町の雰囲気が残されています。江戸と水戸を結ぶ旧水戸街道と霞ヶ浦の水運の交わる水陸交通の要衝に位置し、商都としても栄えた歴史と文化の香り漂うまちです。

○市章



「土」という字を図案化したもので、霞ヶ浦のさざなみと桜川にうつる桜の花びらで優雅な美を描き、外輪の円は平和を意味するとともに、市民の協和と伸びゆく市勢を端的に象徴しています。

○土浦市の人口（平成28年4月1日現在）

- ・市の人口…140,397人
- ・在留外国人数…3,292人

○市の産業

商業：江戸時代から商都として栄えてきた土浦市の商圏人口は約30万人にのぼります。土浦駅前再開発や近隣・周辺商業地の整備により、魅力あふれる近代的商業都市に成長しつつあります。

工業：市の北部には、首都圏との交通アクセスの良さを生かした3つの工業団地があり、優良企業の誘致を進めています。

水産業：霞ヶ浦ではワカサギをはじめとする淡水魚の漁が行われています。佃煮などの水産加工品は土浦の名産品として人気があります。

農業：日本一の生産量を誇るレンコン、名産地として知られる花きなど、全国的にも高く評価されている農産物を生産しています。

○市の木・花・鳥

市の木：ポプラ、ケヤキ

ポプラは、生育が早い落葉高木で、霞ヶ浦湖畔にスラリと伸びて水辺に映している樹影は「水と緑」のイメージに適しています。ケヤキは、市内に広く分布し、無限の発展を思わせます。

市の花：サクラ

市内には、様々な品種のサクラが見られ、サクラの名所も多く、特に茨城県の天然記念物に指定されている真鍋小学校のサクラは、樹齢100年以上たった今もなお美しい花を咲かせています。

市の鳥：ヨシキリ、ウグイス

ヨシキリは、霞ヶ浦周辺の葦原などに渡ってくる夏鳥で、その鳴き声は湖面に響き渡り、初夏の水郷情緒を盛り上げています。ウグイスは、市内全域に生息し、緑豊かな自然を表しています。



○市の見所・イベント

亀城公園、まちかど蔵、霞ヶ浦総合公園、小町の館、真鍋のサクラ、帆曳船、ハス田、流鏝馬まつり、かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソン、土浦キララまつり、土浦全国花火競技大会など。





土浦市役所の案内

本庁舎 大和町 9-1 ☎029-826-1111（代表）

大町庁舎（水道課） 大町 11-38 ☎029-821-6237

保健センター 下高津 2-7-27 ☎029-826-3471

消防本部・土浦消防署 田中町 2083-1 ☎029-821-0119



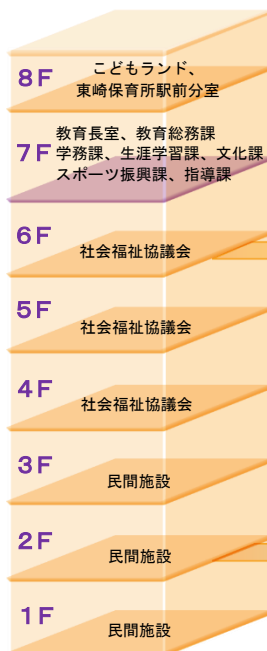
支所・出張所



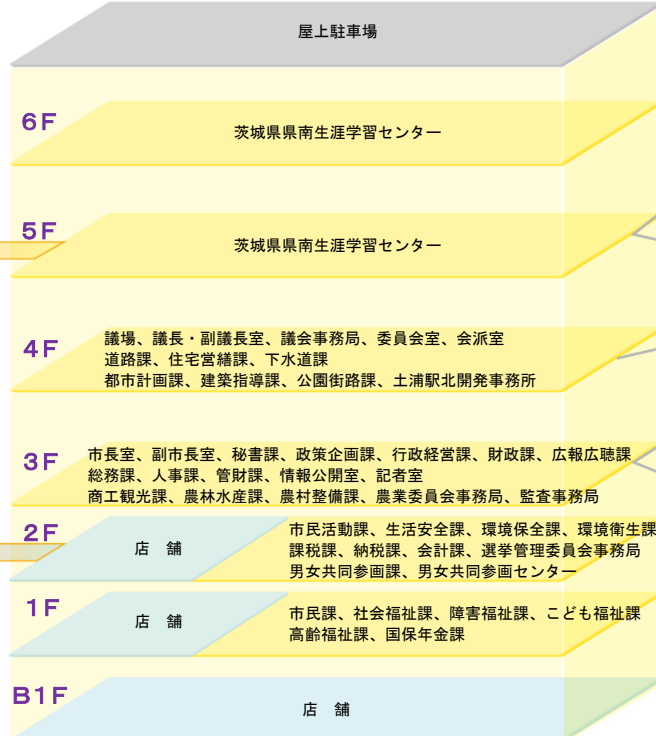
南支所	荒川沖西 2-11-28	☎029-841-0036
都和支所	並木 3-3-43	☎029-821-1490
上大津支所	手野町 1505-1	☎029-828-1007
新治支所	藤沢 990	☎029-862-3515
神立出張所	神立町 682-54（神立地区コミュニティセンター内）	☎029-832-3292

庁舎レイアウト

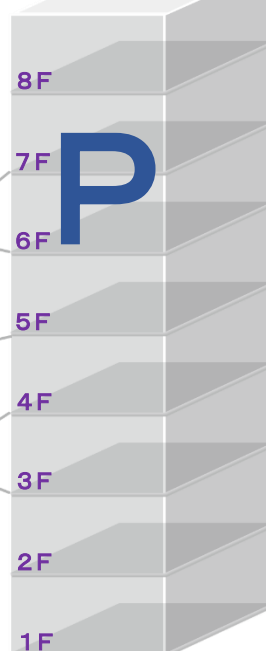
教育委員会（ウララ2）



本庁舎（ウララ1）



本庁舎駐車場





土浦市役所の案内

部署名・課名		業務内容
本庁舎 1 階		
市民生活部	市民課	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、埋火葬・火葬場使用の許可、母子健康手帳の交付、市税の諸証明書交付、パスポート申請・交付
	社会福祉課	人にやさしいまちづくり、民生委員、生活保護、戦没者、災害・被災者の援助、日本赤十字社
	障害福祉課	身体・知的・精神障害者福祉、障害者の福祉手当、心身障害者（児）訪問相談、難病患者福祉手当
	こども福祉課	母子・父子・寡婦福祉、児童・児童扶養手当、児童館、家庭児童相談所、民間保育所
	高齢福祉課	高齢者の在宅福祉、高齢者クラブ、老人福祉センター、シルバー人材センター、要介護・要支援の認定の調査・審査、老人訪問相談員、介護予防マネジメント
	国保年金課	国民健康保険診療報酬の請求審査、国民健康保険の給付・支給、高額療養費の貸付、国民健康保険税、保険者証交付、後期高齢者医療、国民年金
本庁舎 2 階		
市長公室	男女共同参画課	男女共同参画の推進に係る計画・企画・調査、女性団体などの支援、女性問題の相談
総務部	課税課	軽自動車税・たばこ税賦課、市税の諸証明発行、原動機付自転車などの標識交付、市民税の申告・賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、特別土地保有税の賦課
	納税課	市税の徴収・口座振替、督促・催告状発行、市税の滞納整理・処分、欠損処分
市民生活部	市民活動課	市民憲章、まちづくり市民会議、NPO・コミュニティ活動、協働の推進、地区長・町内会・自治会、国際交流などの推進
	生活安全課	防犯、防犯灯、交通安全、交通安全施設、自転車駐車場、県民交通安全共済
	環境保全課	地球温暖化防止、環境マネジメントシステム、環境教育・学習の促進、公害防止、監視・調査指導、公害苦情相談、霞ヶ浦の水質浄化、生活排水・事業場などの排水対策、放射線対策
	環境衛生課	清掃業者の許可・指導、し尿汲取り、犬の登録、狂犬病予防、浄化槽設置、墓地、市営霊園、ごみ収集・処分・集積場、不法投棄、リサイクル、ごみ減量化の推進
会計課		現金・有価証券・物品の出納・保管、指定金融機関、給与の支給事務
選挙管理委員会事務局		各種選挙の管理・執行、選挙管理委員会の開催、選挙啓発
本庁舎 3 階		
市長公室	秘書課	秘書、儀式、褒賞、表彰、市長会
	政策企画課	総合計画、重要な施策・事業の企画・調整、特命事項・新たな行政課題の調査研究
	行政経営課	事務分掌、事務改善、行政改革、亀城プラザ、電算業務、OA機器の導入・維持管理
	財政課	予算編成・執行管理、財政状況の公表、財政計画、交付金、市債、一時借入
	広報広聴課	市政広報、広報紙の発行、市ホームページ、請願・陳情、法律相談、スピード対応

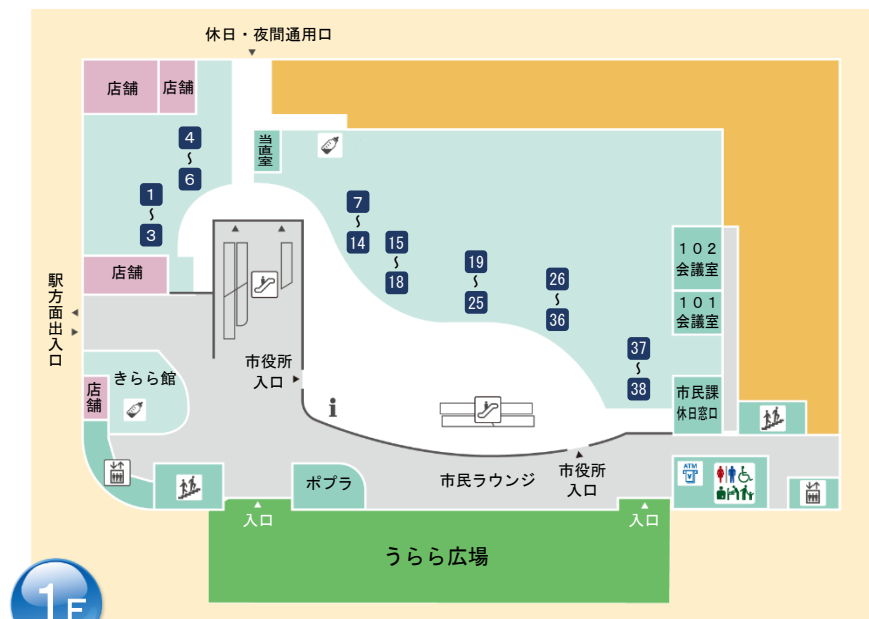
部署名・課名		業務内容
本庁舎 3 階		
総務部	総務課	市町村界の確認、住居表示、非核平和、自衛官募集、条例・規則案の審査、文書の收受・発送・保存、情報公開、個人情報保護、市勢の統計、人権擁護、防災、被災地への支援・援助
	人事課	職員の任免・服務・給与・勤務時間、職員の定数・配置・勤務成績、福利厚生保健、公務災害、職員研修
	管財課	庁舎・市有財産の管理、受付案内、庁用自動車、物品・資材の購入・各種請負契約、物品検収、工事・測量・設計などの検査
産業部	商工観光課	商業・工業振興、商工会議所、企業誘致、雇用対策、中心市街地活性化事業推進、観光イベント、土浦全国花火競技大会、まちかど蔵「大徳」「野村」
	農林水産課	農業・畜産業・林業・水産業の振興、特産品の消費拡大
	農村整備課	農業利水、土地改良区の指導育成、農業集落排水施設の維持管理、地籍調査
監査事務局		監査委員、監査・検査・審査などの計画立案・調整・実施、結果報告・公表
農業委員会事務局		委員会、委員会委員、農業者年金、農地などの移動・転用、農業振興
本庁舎 4 階		
建設部	道路課	道路の認定・廃止・変更、道路占用・工事・流入の許可、道路の幅員確認・境界杭設置、道路の維持・補修・清掃、土木事業の調査・計画、急傾斜地の災害防止、道路工事の設計・施行・監督、市道の用地取得・契約・登記、狭隘道路拡幅促進
	住宅営繕課	市営住宅、市営住宅などの使用料の徴収、学校・市営住宅・その他の市営建築物の工事設計、営繕
	下水道課	下水道使用料、下水道維持管理、排水設備工事店の指定・指導、下水道事業の計画・決定、下水道事業受益者負担金、都市下水路事業の調査・計画・実施設計
都市整備部	都市計画課	都市計画、屋外広告物、国土利用計画法、都市計画決定区域の建築などの取扱い、都市景観、コンパクトシティの推進
	建築指導課	建築確認申請・許可、道路位置の指定、違反建築物の指導・取締り、開発行為の事前協議・許認可、建築確認・検査
	公園街路課	都市施設・公園・緑地の管理、使用・占用の許可、都市計画道路の設計・施工・管理
	土浦駅北開発事務所	土浦駅北地区市街地再開発事業の推進・事業に係る施設の整備
議会事務局		議長・副議長の秘書、会議、請願・陳情、議会に関する調査、議会広報などの編さん
土浦市教育委員会（ウララ 2 7 階）		
教育委員会	教育総務課	予算・決算、奨学資金、学校・幼稚園の管理・営繕
	学務課	学校・学区、児童・就学・就園、要保護・準要保護児童、学校保健計画・指導、児童・生徒などの健康診断、学校給食センター



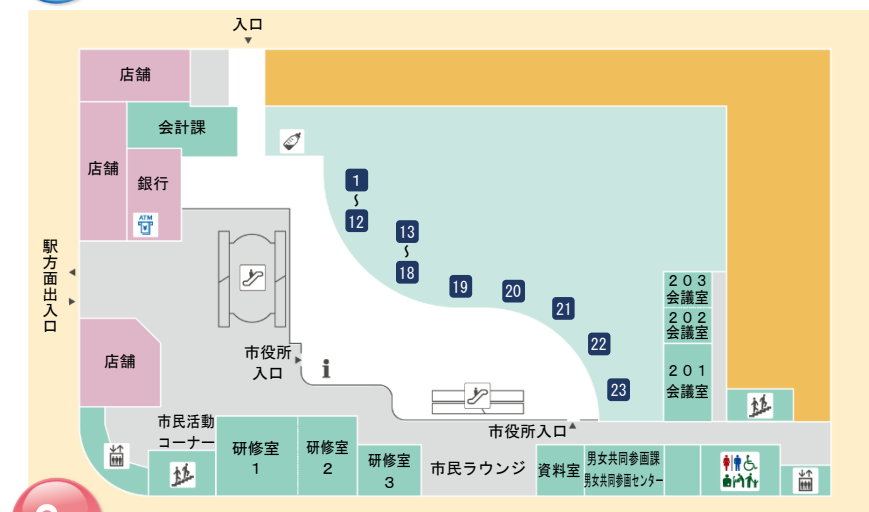
土浦市役所の案内

部署名・課名		業務内容
土浦市教育委員会（ウララ2 7階）		
教育委員会	生涯学習課	生涯学習、社会教育、公民館、社会教育学級、新図書館開設、青少年の健全育成、青少年団体の育成、青少年の指導・相談、こどもランド、青少年センター
	文化課	芸術文化の企画・実施・振興、芸術文化団体の育成、市民会館、文化財の保護・保存、文化財保護団体、博物館
	スポーツ振興課	スポーツ振興、レクリエーション、体育指導、スポーツ少年団、学校施設開放
	指導課	幼稚園・学校指導、教科用図書、教職員研修、教育相談、教育におけるコンピュータ活用
保健センター		
保健福祉部	健康増進課	保健センター、休日緊急診療所、健康診査、歯科保健、精神保健、予防接種、感染症予防、乳幼児健康診査、妊婦・乳幼児の健康相談、栄養相談・指導、高齢者の健康増進、食生活改善、介護予防事業

部署名・課名		業務内容
大町庁舎		
建設部	水道課	水道料金、水道利用の開始・中止、検針台帳・量水器台帳の管理、水道施設の企画・調査・工事設計・施工・監督・維持管理、給水装置工事、水質検査、水道普及
消防本部庁舎		
消防本部	総務課	消防事務の企画・総合調整、消防統計・広報、消防施設の整備・管理、都市計画法による開発行為の指導
	予防課	火災予防・広報、建築物の確認・許可、消防用設備などの設置・指導、危険物の規制・火災予防
	警防救急課	火災・水害などの災害の警戒・調査、自主防災組織、消防団、救急救助、応急手当、患者などの搬送



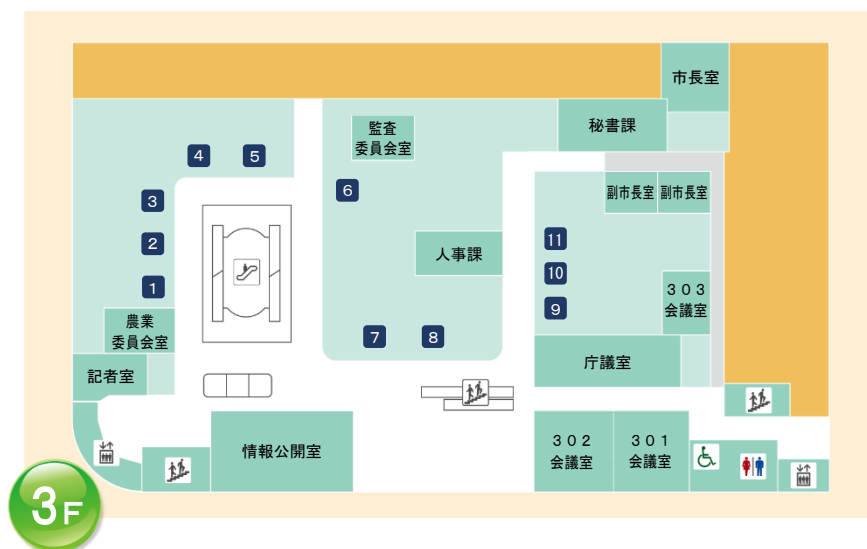
- 1 ~ 3 社会福祉課
- 4 ~ 6 障害福祉課
- 7 ~ 14 高齢福祉課
- 15 ~ 18 こども福祉課
- 19 ~ 25 国保年金課
- 26 ~ 36 市民課
- 37 ~ 38 パスポート申請・交付



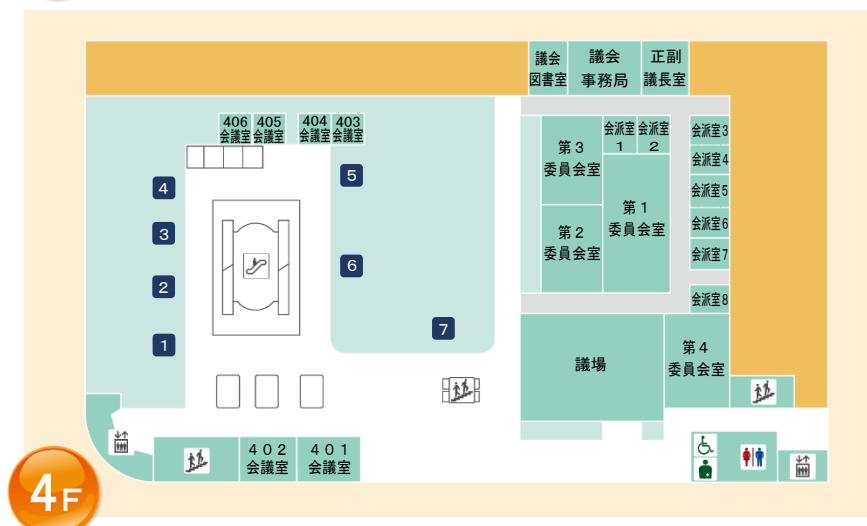
- 1 ~ 12 納税課
- 13 ~ 18 課税課
- 19 市民活動課 協働推進室
- 20 生活安全課
- 21 環境保全課
- 22 環境衛生課
- 23 選挙管理委員会事務局
- 会計課
- 男女共同参画課



土浦市役所の案内

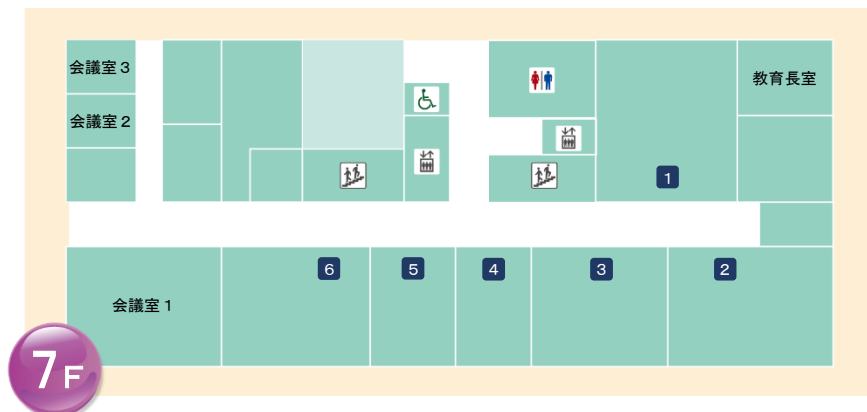


- 1 農業委員会事務局
- 2 広報広聴課 スピード対応室
- 3 農村整備課
- 4 農林水産課
- 5 商工観光課
- 6 監査事務局
- 7 管財課
- 8 総務課 危機管理室
- 9 財政課
- 10 行政経営課
- 11 政策企画課
- 秘書課
- 人事課



- 1 建築指導課
- 2 都市計画課 まちづくり推進室
- 3 公園街路課
- 4 土浦駅北開発事務所
- 5 下水道課
- 6 道路課
- 7 住宅営繕課
- 議場 議会事務局

教育委員会（ウララ2）



- 1 教育総務課
- 2 指導課
- 3 学務課
- 4 生涯学習課
- 5 文化課
- 6 スポーツ振興課

業務時間…8:30～17:15（ただし、一部施設は除く）

閉庁日…土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで（ただし、一部施設は除く）

※戸籍謄本・抄本、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や各種届け出などは、市民課のほか、お近くの支所・出張所の窓口におでかけください。

※市民課窓口では、木曜日の20:00までと、日曜日の8:30から17:15まで、証明書の交付など、一部のサービスを行っています。



1. 緊急のとき

警察は「☎110」、消防・救急は「☎119」に電話を
するとつながります。携帯電話や公衆電話でも無料
でかけられます。あわてずに落ち着いて話してくだ
さい。日本語が話せない場合は、周りの人に助けを
求めるか、日本語を話せる人に代わってください。

(1) 交通事故・犯罪被害にあったとき

➡ 茨城県警察本部 ☎110

●警察への通報

交通事故や盗難、傷害などにあつたときは、すぐに
「☎110」の警察に通報してください。24時間受け
付けていますので、緊急時はためらわずに通報して
ください。

●警察への通報の仕方

警察に通報するときは、

- ①何が起きたか（交通事故、盗難、傷害など）
- ②いつ、どこで（発生した時間、場所）
- ③自分の名前、連絡先（電話番号）

を伝えてください。

●交通事故のとき

どんなに小さな事故でも「☎110」に通報するか、
近くの警察署、交番に連絡しましょう。

そのとき、相手の

- ①住所
- ②氏名
- ③電話番号
- ④運転免許証番号
- ⑤車のナンバー

を記録しておきましょう。

●犯罪被害にあつたとき

犯罪被害にあつたときは、

- ①いつ、どこで（発生した時間、場所）
- ②どういう被害にあつたか

を正しく伝えましょう。

また、盗難被害にあつたときは、できるだけ現場を
そのままにしておいてください。さらに、預金通帳
やキャッシュカード、クレジットカードなどが盗ま
れている場合は、支払いを中止する手続きが必要な
ため、すぐに銀行やカード会社に連絡しましょう。

(2) 火事・救急のとき

➡ いばらき消防指令センター ☎119

●消防・救急の通報

火事や急病、大けがなど、急いで手当てが必要なと
きは、すぐに「☎119」の消防に通報してください。
住所を伝える際は、最初に「土浦市」と伝えてから
お住まいの町名・番地、状況などをお話ください。

●消防への通報の仕方

火事のときは、

- ①火事です。
- ②住所（火事の場所）は土浦市_____です。
- ③私の名前は_____です。
- ④電話番号は_____です。
- ⑤何が燃えているかを伝えます。

けがや病気のときは、

- ①救急です。
- ②住所は土浦市_____です。
- ③私の名前は_____です。
- ④電話番号は_____です。
- ⑤けがや病気の状態を伝えます。

●消防車を呼ぶとき

火事のときは、「☎119」に電話して消防車を呼びま
す。そして大声で「火事だ！」と叫んで周りに知ら
せましょう。消防車が到着するまでは近所の人に助
けを求め、消火器などで火を消します。初期消火に
は、消火器が有効です。普段から準備と使い方を覚
えておきましょう。ただし、煙がひどいときや炎が
天井に届くくらい大きくなったときは、消火器での
消火は無理なので、すぐに現場から安全な場所へ逃
げてください。

●救急車を呼ぶとき

急病や大けがなど、病院で手当てが必要なときは、
「☎119」に電話して救急車を呼びます。落ち着い
て自分の住所、名前、付近の目標となるもの、けが
や病気の状態などを伝えます。日本では救急車を呼
ぶときは無料ですが、マイカーやタクシーで病院に
行けるくらいの軽いけがや病気のときは利用しな
いください。



2. 在留管理制度と住民基本台帳制度

(1) 在留管理制度

➡ 市民課 ☎内線 2289

●在留管理制度について

在留管理制度とは、日本に中長期間滞在する外国人の在留状況を把握するための制度です。対象者は、入国管理法に基づく在留資格を持って3か月を超える期間在留する外国人になります。

●各種手続きについて

特別永住者は、市役所で手続きをしますが、その他の在留資格の人は入国管理局での手続きとなります。

●在留カードの交付

在留カードは、中長期間滞在する外国人に、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。(特別永住者には、特別永住者証明書が交付されます。)なお、在留カードの有効期限は、在留資格や年齢によって異なります。

●みなし再入国制度

有効なパスポートと在留カードを持つ外国人が出国する際、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。

●在留に関する手続き

- ①氏名、国籍・地域などを変更したとき
結婚など氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときには、変更したことが分かる書類や新しい旅券などを入国管理局に持参し、在留カードを作成してください。なお、特別永住者は、市役所で手続きをしてください。
- ②在留カードをなくしたとき
紛失や盗難、滅失、著しく汚した場合は、遺失届出証明書など紛失したことが分かる書類と旅券、写真を持参して手続きをしてください。
- ③在留資格に基づく活動の変更または在留期間が満了するとき
在留資格変更申請や在留期間更新許可申請をしてください。

●東京入国管理局

在留資格の取得・変更、在留期間の更新、再入国許可などの在留手続きに関する事務を行っています。

○東京入国管理局 (東京都港区港南 5-5-30)

☎03-5796-7111

○東京入国管理局水戸出張所

(水戸市城南 2-9-12 第3プリンスビル 1階)

☎029-300-3601

(2) 住民基本台帳制度

➡ 市民課 ☎内線 2286

●外国人の住民基本台帳

在留カードまたは特別永住者証明書の交付の対象となる人は、日本人と同様に住民基本台帳に記載され、住民票が作成されます。

【制度の主な内容】

- 日本人と外国人で構成される世帯全員が記載された証明書(住民票の写し)が発行されます。
- 転入・転出・転居などは、市役所へ届け出ることになります。(入国管理局への届け出は不要)
- 転入・転居などの住民基本台帳法上の手続きは、委任状により代理人へ委任することもできます。

●住民票が作成される外国人

入国管理法に基づく在留資格を持って3か月を超えて在留し、住所を有する人は、次の4つに区分されます。

- ①中長期在留者(在留カード交付対象者)
3か月以下の在留期間の外国人や短期滞在・外交・公用の在留資格以外の外国人
- ②特別永住者(特別永住者証明書交付対象者)
入管特例法により定められている特別永住者
- ③一時庇護許可者または仮滞在許可者
入国管理法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や難民認定を行い、仮に日本に滞在することを許可された外国人
- ④出生または国籍喪失による経過滞在者
外国人となった事由が、出生や日本国籍喪失である人(その事由が生じた日から60日までの間は、在留資格を有することなく在留することができます。)



3. 届出・証明

(1) 戸籍制度

➡ 市民課 ☎内線 2287

●日本の戸籍制度

日本には、夫婦や親子を単位として、子どもが生まれたとき、結婚したとき、離婚したとき、死亡したときなど、生まれてから死亡するまでの身分関係の変動を記録する戸籍制度があります。外国人は戸籍には記載されませんが、変動があったときは必ず届け出てください。また、出産や結婚、死亡したときなどは、市役所と本国の大使館または領事館の両方で手続きをしてください。

●子どもが生まれたとき（出生届）

日本国内で子どもが生まれたときは、生まれた日を含めて14日以内に出生の届け出をしてください。日本国外で生まれたときには、お問い合わせください。両親のいずれかが日本国籍を有している場合は、日本国籍を取得できますが、条件がありますので詳しくは子どもが生まれる前にお問い合わせください。日本国籍を取得しない場合は、生まれてから30日以内に入国管理局で在留資格の取得を申請する必要があります。また、本国にも生まれたことを報告してください。手続方法など詳しくは大使館または領事館にお問い合わせください。

●親族や友人が亡くなったとき（死亡届）

日本に住む外国人が死亡したときは、死亡の事実を知った日から7日以内に戸籍法で定められた届出人が死亡の届け出をしてください。このほか、亡くなった人の在留カードは、親族などが最寄りの入国管理局へ返納してください。また、亡くなったことを本国にも報告してください。

●結婚するとき（婚姻届）

日本に住む外国人が結婚するときは、婚姻の届け出をしてください。届け出をした日から法律上の婚姻が認められます。また、結婚するときは、本国にも報告してください。手続方法など詳しくは大使館または領事館にお問い合わせください。外国人が日本で婚姻の届け出をする場合には、数種類の書類が必要で、その内容も国籍によって異なります。

●離婚するとき（離婚届）

日本に居住している外国人と日本人配偶者との離婚は、日本の法律により可能です。離婚の届け出をしてください。ただし、外国人同士の夫婦が日本の法律で離婚を成立させるには条件があります。離婚には、話し合いによる協議離婚と家庭裁判所が関与して成立する調停離婚、審判離婚など5つの裁判離婚があります。

(2) 転入・転居・転出などの届出

➡ 市民課 ☎内線 2286

●住居地の届出（転入届）

日本に3か月を超えて滞在する外国人は、在留許可を受けてから14日以内に住居地の市役所で国外からの転入の届け出をしてください。入国管理局で在留カードの発行を受けた人は在留カードを、パスポートに「在留カード後日交付」の印を受けた人はパスポートを持参のうえ、届け出をしてください。

●他市町村から土浦市に引越すとき（転入届）

住居地を変更した日から14日以内に転入の届け出をしてください。在留カード、前の住居地で発行した転出証明書、通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちください。

●土浦市から他市町村に引越すとき（転出届）

市外へ引越す場合は、あらかじめ土浦市役所で転出の届け出が必要です。引越す日の14日前から手続きできます。在留カード、国民健康保険証（加入者のみ）をお持ちください。

●土浦市内での住所変更（転居届）

住居地を変更した日から14日以内に転居の届け出をしてください。在留カード、通知カードまたはマイナンバーカード、国民健康保険証（加入者のみ）をお持ちください。

●土浦市から国外へ出国するとき（転出届）

国外へ出国する日の14日前から受け付けています。なお、1年以上国外へ出国し、入国管理局で再入国許可を取得している場合でも、市役所への届け出が必要です。



3. 届出・証明

(3) 印鑑・印鑑登録

→ 市民課 ☎内線 2286

●印鑑

日本では、様々な申請をするときに、サインと同じような意味で自分の姓や名を彫った印鑑を使います。印鑑は、専門店などで作ることができ、宅配便の受け取りなど、日ごろよく使う「認印」と家や自動車を買うときなど、重要な契約をするときに使う「実印」があります。

●実印

市役所で印鑑登録した印鑑を「実印」といいます。実印は、自動車の登録や不動産の登記、金銭貸借の保証など、重要な取引に使われます。実印として使う印鑑は、認印より大きく、偽造されにくいものを用います。

●印鑑登録の手続き

土浦市に住民登録されている満15歳以上の人は、一人1個の印鑑登録をすることができます。住民登録されている氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせたものに限りです。登録申請は、本人であることを確認できるもの（在留カードなど）が必要になります。印鑑が登録されると土浦市民カードが交付されます。

●登録できない印鑑

- 住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせたものを表していないもの。
- 職業、資格など氏名以外の事項を表しているもの。
- 漢字を“かな”に、または“かな”を漢字に直して表したもの。
- ゴム印など印材が変化しやすいもの。
- 印影の大きさが一辺の長さ8mm以上25mm以下の正方形に収まらないもの。
- 印影が不鮮明もしくは文字が読みにくいもの。
また、一部が欠けているもの。
- 同じ世帯で、すでに印鑑登録されているもの。
- そのほか、特に不相当と認められるもの。

●土浦市民カード・印鑑登録証（カード）

印鑑登録をした人には、土浦市民カードを発行しています。このカードは、印鑑登録証明書を受けるときに必要となりますので、大切に保管してください。万一、紛失や汚損したときは、届け出をしてください。印鑑登録証明書は、土浦市民カードをお持ちのうえ、市民課や各支所・出張所で交付できます。また、暗証番号を登録すると市役所本庁舎1階市民課休日窓口付近に設置している自動交付機を利用できます。利用時間は、毎日8:00から20:00まで（年末年始の閉庁期間および点検日を除く）で、印鑑登録証明書のほかに住民票の写しも発行できます。



4. 暮らし

(1) 日本語を学ぶ



市民活動課 ☎内線 2030
男女共同参画課 ☎内線 2506

●日本語教室

外国人向けの日本語教室を開催しています。ボランティア日本語教師が、レベルに合わせた内容でマンツーマンまたはグループによる1回2時間程度の学習を行っています。日本語能力検定試験や日常会話など、個人に合わせた内容で学習できます。また、教師との交流イベントなどもありますので、ぜひ一度見学に来てください。

◆土浦市国際交流協会・土浦ユネスコ協会の

日本語教室

日時：毎週水曜日 13:30～15:30

毎週木曜日 19:00～21:00

場所：一中地区公民館（大手町13-9）

受講料：月500円

※ほかにもテキスト代として約2,500円がかかります。（最初のみ）

問い合わせ：市民活動課（内線2030）

◆男女共同参画課の日本語教室

日時：毎週土曜日 13:30～15:00

場所：男女共同参画課（大和町9-1）

受講料：無料

問い合わせ：男女共同参画課（内線2506）

(2) 住まい

●家を借りるとき

日本の賃貸住宅には、民間住宅と公営住宅の2種類があります。民間住宅は、主に不動産業者が扱っていて、公営住宅は、市や県が扱っています。日本では、土地や家の広さを“坪”という単位で表示することがありますが、1坪は約3.3㎡です。部屋の広さは6畳、8畳という畳の数で表示されますが、畳1枚の大きさは約180cm×約90cmです。

※参考：部屋の種類の表示

K：キッチン

DK：ダイニングキッチン

1DK：1部屋とダイニングキッチン

LDK：リビング・ダイニングキッチン

2LDK：2部屋とリビング・ダイニングキッチン

●民間の賃貸住宅

日本で民間住宅を探すときは、通常、不動産業者に依頼します。住宅やアパート、マンションの賃貸から売買まで、多くの情報を提供してくれます。住宅を借りたいときは、住みたい場所や予算、部屋数や間取りなどの条件を伝え、物件を紹介してもらいます。なお、不動産業者に行くときには、知り合いの日本人と一緒にいくと良いでしょう。

●民間住宅の賃貸契約

不動産業者に物件を紹介してもらい、希望する住宅が見つかったときは、賃貸契約します。契約する前には、信頼できる人に内容をよく見てもらい、契約書の内容をよく確認してから契約しましょう。また、家賃などで問題を起こしたときに、本人に代わって責任をとってくれる連帯保証人が必要となります。

〔契約のときに必要なもの〕

①家賃

家賃は一般的に前払いにすることが多いので、最初の月の家賃を払います。

②敷金

家賃が払えなくなったときや修理が必要になったときの担保として家主に預けるお金です。通常は解約のときに全部または一部が戻ってきます。

③礼金

家主にお礼として支払うお金です。通常は解約するときに戻ってきません。

④共益費

アパートに住む人が、共同で使う場所の照明や掃除などのために使う費用です。

⑤仲介手数料

物件を紹介してくれた不動産業者に支払う手数料です。

⑥在留カード

⑦印鑑登録証明書

⑧所得証明書

〔住むときに注意すること〕

○家主に許可なく壁にペンキを塗る、くぎを打つなど、部屋のデザインを変えてはいけません。

○夜中のパーティーや大きな音で音楽をかけるなど、近所迷惑になることはやめましょう。

○借りた部屋を家主の許可なく他人に貸すことは、法律で禁止されています。



4.暮らし

【契約の更新・解約】

賃貸住宅の契約期間は2年の場合が多く、更新するときに家賃が変動することがあります。また、解約するときは、前もって家主に連絡しなければなりません。申し出る時期については、契約書に書いてあることが多いので、確認してから手続きをしてください。事前に知らせないと契約時に支払った敷金が戻ってこない場合があります。

●市営住宅・県営住宅

➡ 住宅営繕課 ☎内線 2420

土浦市には、家賃を低く抑えた市営と県営の公営住宅があります。入居については、住宅を探すことに困っていて所得が一定の基準の人が対象です。家賃および経費は、入居する住宅や家族の所得によって異なります。また、家賃などの減免制度もあります。なお、借りるときは、次の条件を満たしていなければなりません。

- ①市営住宅は市内、県営住宅は県内に住所または勤務場所がある人
 - ②同居または同居しようとする親族がいる人
 - ③現在、住むところに困っている人
 - ④税金（市税）などを滞納していない人
 - ⑤収入基準にあてはまる人
 - ⑥暴力団員でない人
- ※単身の人でも申し込みできる場合があります。

（3）ライフライン

●電気

1. 電気を使うには

引っ越してきて初めて電気を使うときは、玄関や部屋の壁などについている分電盤を次の順番で操作してください。

- ①アンペアブレーカーのつまみを「入」にする。
- ②漏電遮断器のつまみを「入」にする。
- ③配線用遮断器のつまみを「入」にする（安全器の場合はふたをしめる）と電気がつきます。

電気がついたら、備え付けの「電気使用開始手続書」に契約者の名前、使用開始日などを書き入れ、郵便ポストに入れてください。なお、インターネットなどでも申し込みができます。

【東京電力HP】 <http://www.tepco.co.jp>

2. アンペアブレーカー

契約するアンペア量によって一度に使える電気の量が異なります。容量を超えるとブレーカーが作動して電気が切れます。使っている電気器具を減らしてからブレーカーのスイッチを入れ直してください。アンペアブレーカーの容量を変更したいときは無料で交換できますが、基本料金が変わります。

3. 電気器具

日本の電圧は100ボルトで、周波数は土浦市を含む東日本では50ヘルツ、西日本では60ヘルツです。電気器具を使用する前に電圧と周波数の規格が合っているかどうか確認してください。電圧や周波数が適していない器具は、火災などの事故につながる可能性があるので使用しないでください。

4. 電気料金の支払方法

契約している電気会社から送られてくる払込用紙を使用して銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで支払います。銀行や郵便局などの口座から電気料金の自動引き落としをすることもできます。

問い合わせ：東京電力土浦営業所（☎029-822-5243）

●ガス

1. ガスを使うには

家庭で使うガスは、都市ガスとプロパンガスの2種類があり、住んでいる場所によって都市ガスを利用できる地域とプロパンガスを利用する地域があります。ガス器具を購入するときは、ガスの種類により使えないものがありますので、注意してください。

2. 都市ガス

都市ガスを使うときは、東部ガスまたは日本瓦斯に連絡します。電話で名前と住所を知らせると都合の良い日に係員が家に来てガスを開栓してくれます。

問い合わせ：東部ガス茨城南支所（☎029-821-1107）

日本瓦斯土浦営業所（☎029-842-8350）

3. プロパンガス

土浦市内で地域により都市ガスが入っていない場合は、プロパンガスの取扱いをしている各ガス会社に連絡します。

4. ガス料金の支払方法

契約しているガス会社から送られてくる払込用紙を使用して銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで支払います。銀行や郵便局などの口座から電気料金の自動引き落としをすることもできます。



4. 暮らし

5. ガスを使うときに注意すること

ガスを使うときは、次のことに注意してください。

- ① ガスを使うときは換気扇を使う。
- ② 点火と消火を目で確認する。
- ③ 出かけるときや寝る前に元栓を閉める。

6. ガスもれに気づいたときは

ガスの異常に気づいたときは、元栓を閉め、窓やドアを開けてガスを外へ出し、それからガス会社に連絡しましょう。ガスがもれている場合は、電気器具のスイッチを入れたときに火花によるガス爆発を起こすことがあります、大変危険です。スイッチには触れないようにしましょう。

●上水道

→ 水道課 ☎029-821-6237

1. 上水道を使うには

土浦市の水道水は、塩素処理をしており、そのまま安心して飲むことができます。新たに水道を利用するときは水道課へ連絡してください。

2. 修繕をするときは

住宅内の水道管の破損や給水器具などの修理は、土浦市指定給水装置工事業者に依頼してください。工事業者が分からないときは水道課にお問い合わせください。なお、工事を指定業者以外の者が行った場合、その工事は違反となり、全部やり直しとなりますので注意してください。また、道路で水がもれているのを見つけたときは、すぐに水道課にお知らせください。

3. 上水道料金の支払方法

水道の検針・料金の徴収業務を委託している第一環境から送られてくる納付書を使用して、銀行やコンビニエンスストアなどで支払います。銀行や郵便局などの口座から水道料金の自動引き落としまたはクレジットカード払いすることもできます。

●下水道

→ 下水道課 ☎内線 2255

1. 下水道を使うには

下水道が整備されている地域で公共下水道を使用するときは、水道の使用量に応じて下水道の使用料を支払う必要があります。また、井戸水などを使用するときは下水道課へ連絡してください。

2. 下水道使用料の支払方法

下水道の検針・使用料の徴収業務を委託している第一環境から送られてくる納付書を使用して、銀行やコンビニエンスストアなどで支払います。銀行や郵便局などの口座から下水道使用料の自動引き落としまたはクレジットカード払いすることもできます。

(4) ごみの出し方

→ 環境衛生課 ☎内線 2444

土浦市では、環境にやさしい社会の実現のため、ごみの資源化・減量化に取り組んでいます。ごみは集積場のルールを守って、正しく出しましょう。

◎決められた収集日・集積場に出しましょう。

◎当日の朝 8:30（土浦地区）、8:00（新治地区）までに出しましょう。夜間や収集後、収集日以外の日は絶対に出さないでください。

◎ごみは種類ごとにきちんと分別し、それぞれのごみの日に出しましょう。

◎ごみを入れた袋は中身が出ないようにしっかりと口を結んで出しましょう。

ごみ出しのルールを守らないと近所迷惑となり、トラブルの原因になります。収集日や集積場などが分からない人は、お問い合わせください。

●ごみの分別収集

家庭から出るごみは、「燃やせるごみ」、「生ごみ」、「容器包装プラスチックごみ」、「燃やせないごみ」、「資源になるもの」に分けて収集します。「粗大ごみ」は、種類別に有料で各家庭へ収集に伺います。空きビン・空き缶・古布・乾電池・紙類・ペットボトルは、「資源になるもの」として収集し、再利用しています。「燃やせるごみ」、「生ごみ」、「燃やせないごみ」は、土浦市指定のごみ袋に入れて出してください。指定ごみ袋は、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどで販売しています。

●燃やせるごみ

汚れた紙くずや布、紙おむつ、皮・ゴム製品、少量の草木類などを、土浦地区は赤色の指定袋、新治地区は中身の見える袋に入れて出してください。収集日は週2回です。



4. 暮らし

●生ごみ

生ごみは、メタンガスやたい肥にリサイクルされます。調理生ごみ、小さな貝がら、えび、カニから、茶がら、コーヒーがら、紅茶などのティーバッグ、未開封の不要食品（いらなくなった食べ物）などを軽く水切りをしてから黄色の指定袋に入れ、しっかりと結んで出してください。収集日は週2回で、燃やせるごみと同じ日ですが、生ごみの収集時間は燃やせるごみと異なります。必ず収集当日の朝に出しましょう。

●容器包装プラスチックごみ

容器包装プラスチックとは、商品を入れるプラスチック製の容器（ペットボトルは除く）や商品を包んでいるプラスチック包装のことで、“プラマーク”があるものが対象になります。これらは、化学原料やプラスチック製品にリサイクルされます。食料品や日用品のボトル、食料品や日用品のカップ・パック、食料品のトレイ、食料品や日用品のポリ袋・包装の袋、ネット・キャップ、発泡スチロールなどの汚れを落としてから中身の見える袋に入れ、しっかりと結んで出してください。収集日は土浦地区が週1回で、新治地区が月2回です。

●燃やせないごみ

陶磁器類や金属類、ガラス、刃物を、土浦地区は青色の指定袋、新治地区はコンテナに入れて出してください。小型の電化製品は、どの地区も青色の指定袋に入れて出してください。収集日は週1回です。

●粗大ごみ

大型家庭電化製品や家具、布団・マット類、自転車、遊具など指定袋1枚に入らない大きさのもの、そのほか指定袋に入っても口がしばれないものは粗大ごみです。粗大ごみを出すときは、前もって申し込みが必要です。粗大ごみ受付電話（☎029-826-4800）へ連絡のうえ、品目に応じた金額の粗大ごみ処理券を取扱店で購入して粗大ごみにはり付け、収集日の朝の8:30までに道路から見える場所に出してください。また、家電製品のうち、パソコン、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機などの大型家庭電化製品は収集できません。電気販売店などで引き取ってもらってください。

●収集しないごみ

エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、パソコン、バイク、消火器、金庫、タイヤ、ブロック、瓦、医療廃棄物、農薬、塗料、バッテリー、プロパンガスボンベ、農業用機械、コンクリート、ポンプ類、建設廃材などは収集しません。買い替えの際に販売店に引き取ってもらうか、専門業者に処分を依頼してください。また、会社や飲食店などの営業活動から出たごみも収集できません。処分方法については、お問い合わせください。

●家庭用生ごみ処理機器の補助制度

ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入する人に、購入費の一部を補助しています。対象機種は、コンポスト容器、EMぼかし容器、電気式生ごみ処理機の3種類です。生ごみ処理機器で良質のたい肥を作り、家庭菜園や花壇の肥料として利用してください。

※EMぼかし容器は定期的に無料配布しています。
詳しくはお問い合わせください。

●ごみ焼却の禁止

野外でのごみの焼却は法律で原則禁止されています。庭木のせん定した枝や落ち葉の焼却であっても、臭いや煙によって近所迷惑となりますので注意してください。

（5）犬・猫などのペット

➡ 環境衛生課 ☎内線 2407

●飼い主の責任

ペットとして動物を飼うときは、その動物に合った正しい飼い方をし、動物の健康と安全に気をつけるとともに、周りの人の身体や財産に害を加えたり迷惑を掛けないようにしなければなりません。

●犬の登録

犬を飼うときは、取得した日から30日以内または生後90日経過後に登録をしなければなりません。登録すると「犬の鑑札」を交付しますので、必ず首輪に取り付けてください。なお、登録後に死亡したときは「死亡届」、飼い主の住所や氏名が変更になったときは「住所等変更届」を提出してください。



4. 暮らし

●狂犬病予防注射

犬を飼うときは、狂犬病の予防接種を毎年1回受けさせなければなりません。狂犬病は、動物だけでなく人にも感染し、死に至らしめる恐ろしい病気です。最近、日本国内での発症事例はありませんが、周辺国では増加していて、国内でも外国からの輸入動物を通して発症する可能性があります。また、予防接種を受けていない犬が人を噛んだときには、法律で罰せられることもあります。市が行う集合注射や動物病院で必ず予防接種を受けてください。

(6) 町内会・生活のマナー

●町内会・自治会に加入しましょう



市民活動課 ☎内線 2456

日本の社会には、昔から隣近所のつながりを大切にしていこうという考え方があります。町内会・自治会は、同じ地域に住んでいる人々が協力し合って住みやすい地域社会を作るために、町内の会員の皆さんで組織された任意の団体です。土浦市の町内会・自治会では、次のような活動を行っています。

- ①環境美化活動(ごみ集積所の管理や一斉清掃など)
- ②広報活動(町内会や市からのお知らせ(広報つちうら)の配布や回覧など)
- ③防犯活動(防犯灯の設置や管理、パトロールなど)
- ④防災活動(各種災害などに備えた防災訓練や防災倉庫の管理など)
- ⑤地域交流活動(夏祭りなど)

土浦市では、市民の多くが町内会・自治会に加入しています。外国人も加入できます。加入については、お住まいの地域の町内会(自治会)長や班長、または市民活動課にお問い合わせください。

●日本での生活で気をつけること

1. 日常生活での騒音

日本の住宅の多くは狭く、隣の家とも接近していることがあるため、アパートなどでは、壁を通して音が漏れることがあります。パーティーなどで騒ぐ、テレビや音楽を大きな音で聞くなどの行為は近所迷惑になります。特に、早朝や夜間の時間帯は注意が必要です。両隣や上下階に住む人たちに対する思いやりの気持ちを心がけてください。

例) 騒音になる可能性がある音

- ・ 大声での会話
- ・ テレビやラジオ、楽器などの音
- ・ お風呂やシャワーの音
- ・ 洗濯機や掃除機の音

2. 住宅を使うとき

家主の許可なく同居人を増やしたり、ほかの人に又貸ししたり、リフォームなどをしてはいけません。家主か不動産屋に事前に相談しましょう。また、キッチンの油污れやお風呂のカビ、壁に穴を開けたりすると引越すときに担保として家主に預けておいた敷金が戻らないことがあります。

3. 住宅の共有スペースの使い方

アパート・マンションの部屋の外にある廊下や階段部分は住んでいる人の共有スペースです。地震や火事の際、これらの共有スペースは避難通路として大切な部分になります。個人の荷物を置かないようにしましょう。

4. 住宅でペットを飼うとき

アパートやマンションの中には、ペットを飼うことが禁止されている住宅もあります。事前に契約内容などを確認してから飼いましょう。

5. 家に入るとき

日本では基本的に靴は玄関で脱ぎます。脱いだ靴は、玄関入口につま先を向けてきちんと揃えておくことがマナーです。

6. 入浴するとき

日本の住宅の浴室は、その多くがトイレと別の場所にあります。また、浴槽は西洋式のものと比べると深さがあります。日本の家庭では、資源の節約のため、最後の人が入り終わるまで浴槽のお湯は抜かず、みんなで使います。そのため、体を洗うときは浴槽の外で洗い、石けんを全部流してから浴槽のお湯につかります。浴槽の中では体を洗わないでください。特に、温泉や銭湯では気をつけてください。

7. 公共の場所を使うとき

公園や公共施設などを使うときは、その場所の使用ルールに従いましょう。また、後に使う人のことを考えて、片付けや掃除を行いましょう。

8. タバコやごみのポイ捨て禁止

タバコの吸い殻やガム、空き缶などを路上やごみ箱以外の場所に捨てることはやめましょう。タバコを吸う人は、携帯用の吸い殻入れを持ち歩きましょう。



4. 暮らし

(7) 銀行

銀行では、預金や貸付、外国への送金、公共料金の自動引き落としなどができます。

＜銀行の営業時間＞

月曜～金曜日 9:00～15:00（土曜・日曜・祝日は休み。現金自動預払機（ＡＴＭ）は、夜間や休日でも利用できますが、銀行や店舗によって異なります。）

●銀行口座を作るとき

在留カードやパスポート、運転免許証などの身分を証明するものと印鑑が必要です。口座を作るときに使った印鑑は、あとで必要になりますので大切に保管しておいてください。銀行で口座を開くとキャッシュカードを作れます。キャッシュカードがあればＡＴＭでお金の引き出しや預金、振込などをすることができます。コンビニエンスストアや自分の口座を開いていない銀行のＡＴＭも利用できますが、お金を引き出す場所や時間によっては手数料がかかります。ＡＴＭは、銀行やコンビニエンスストア、商業施設、空港、駅などにあります。

●国際送金

銀行で「外国送金申込書」に送金相手の住所、氏名、銀行名、口座番号などを記入して依頼します。送金相手の銀行でも手数料がかかります。送金日数や料金などは銀行にお問い合わせください。

(8) 郵便

『〒』マークがあるところが郵便局です。郵便局では、はがきや封書、荷物の集配業務のほか、貯金や振込、海外への送金も行っています。

●国内郵便

普通はがきは52円、封書は82円から日本全国に送ることができます。送るときは、重さなどによって決められた料金の切手をはって『〒』マークの付いた郵便ポストに入れるか、郵便局に直接持っていくことができます。切手は、郵便局やコンビニエンスストアなどで買うことができます。急いで配達してほしいときは別に料金を支払い「速達」にすると通常便より速く届けてもらえます。また、大切な文書や物は「書留」にすると万一のときに損害賠償が受けられます。

●国際郵便

国際郵便には、70円均一の国際郵便はがきと90円均一の航空書簡があります。このほか、海外に手紙や荷物を送るときは、航空便、船便、エコノミー航空便の3つの発送方法があり、それぞれ料金や到着までの所要日数が異なります。また、大きさや重さ、国によって送れるものの制限があります。

(9) 宅配便

荷物を送るには、郵便局のほかに宅配の会社があります。郵便局まで離れているときや大きな荷物を送るときは宅配便が便利です。コンビニエンスストアなどで取り扱っているほか、持ち込みが難しいものは家まで取りに来てくれます。

(10) 電話

●固定電話の新設

1. 家に固定電話を新設するとき

N T T（日本電信電話：☎116）に申し込みます。新設には、契約料や電話加入の施設設置負担金、工事費が必要になります。申し込みには、氏名や住所を証明するもの（在留カード、パスポート、運転免許証など）が必要です。

2. 固定電話料金の支払方法

基本料金とダイヤル通話料が毎月請求されます。電話会社から送られてくる払込用紙を使用して銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで支払います。銀行や郵便局などの口座から電話料金の自動引き落としをすることもできます。

●携帯電話

1. 携帯電話を使いたいとき

携帯電話会社などに申し込みます。新規のときは、電話機器代金と手数料が必要になります。申し込みには、氏名や住所を証明するもの（在留カード、パスポート、運転免許証など）が必要です。

2. 携帯電話料金の支払方法

基本料金と通話料が毎月請求されます。携帯電話会社から送られてくる払込用紙を使用して銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで支払います。銀行や郵便局などの口座から電話料金の自動引き落としをすることもできます。



4. 暮らし

●国際電話

日本から海外に電話をかけるときは、直接ダイヤルする方法とオペレーターを通じて申し込む方法があります。オペレーターに相手呼び出してもらう通話のほうが料金は割高で、さらに通話時間、相手国、通話会社によって料金が異なります。

◆国際電話のかけ方

〔アクセス番号〕＋〔010〕＋〔国番号〕＋〔地域番号〕＋〔相手の電話番号〕

※地域番号の最初の番号が“0”の場合は“0”を押しません。

※〔アクセス番号〕は通話会社によって異なります。
《例》

- ・KDDI：001
- ・NTTコミュニケーションズ：0031
- ・ソフトバンクテレコム：0061

(11) 公共交通機関

土浦市内の交通機関には鉄道、バス、タクシーがあります。鉄道は日本全国に張り巡らされており、電車を經由すればほとんどの場所へ行くことができます。市内にはJR常磐線が通っていて土浦駅、荒川沖駅、神立駅の3つの駅があります。バスは市内の主要な箇所を走っていますので、それぞれの目的に応じて利用しましょう。

●鉄道

市内には、東京都から土浦市を經由して宮城県までを結ぶJR常磐線が通っています。市内には土浦駅、荒川沖駅、神立駅の3つの駅があり、特急電車を利用した場合、土浦駅から東京駅まで約50分、県庁所在地のある水戸駅まで約30分で到着します。料金は、出発駅と到着駅により異なります。中学生以上は大人料金、12歳未満は子ども料金で、大人料金の約半額です。

〔電車の乗り方〕

- ①駅の路線図で、目的の駅までの料金を確認します。
- ②自動券売機にお金を投入し、目的の駅までの料金が表示された金額のボタンを押すと切符が出てきます。
- ③自動改札機に切符を挿入します。挿入後、改札機の先にあるスリットから切符が出てきます。
- ④切符を取って、改札機のゲートを通過します。

※駅の自動券売機または窓口で販売している、あらかじめお金をチャージして使用するプリペイドカードは、自動改札機のセンサーにカードをあてるだけで乗り降りができ、電車の乗り換えなどもスムーズに行えるので便利です。

●バス

市内には、土浦駅を中心として、関東鉄道とジェイアールバス関東の2つの民間バス会社が運行しています。料金は、乗車距離によって異なります。中学生以上は大人料金、12歳未満は子ども料金で、大人料金の約半額です。また、バス路線から離れている地域の不便を解消するとともに、環境に配慮してバス利用者を増やすことを目的に土浦駅発着で運行している、まちづくり活性化バス「キララちゃん」があります。料金は大人が100円で小学生以下の子どもが50円です。

〔バスの乗り方〕

- ①バスはそれぞれ決められた路線を運行し、決められた停留所に停車します。目的の停留所を通るバスであることを確認して乗車します。分からないときは、運転手などに聞いて確認しましょう。
- ②バスは真ん中のドアから乗り、前のドアから降ります。
- ③乗るときは、整理券を取ります。この券に印刷されている数字によって降りるときの運賃を確認します。
- ④車内で自分が降りる停留所の案内があったときに窓際のボタンを押して、降りたいことを運転手に知らせます。
- ⑤バスの前方上部にある運賃表と整理券の番号を見て運賃を確認し、おつりのいらないようにして運転席の料金箱に整理券と一緒に入れてから降ります。小銭がないときは、運転席横の両替機で早めに両替しておきましょう。

●タクシー

市内の3つの駅（土浦駅、荒川沖駅、神立駅）を中心として複数のタクシー会社が運行しています。また、直接タクシー会社に連絡して迎えに来てもらうこともできます。料金は運転席横にあるメーターに表示されるメーター制で、タクシーから降りるときに料金を支払います。



5. 災害への備え

→ 総務課危機管理室 ☎内線 2292

(1) 風や水の災害

日本では、6月から10月頃まで大雨や台風が多く発生し、特に台風が上陸すると進路によっては河川が氾濫し、洪水を起こしたり、家の中に水が入ったりすることもあります。さらに、土砂崩れや建物が壊れるなどの大きな被害をもたらすことがあります。台風が近づいたら気象情報に十分注意して旅行や登山、釣り、海水浴などでの外出は控えてください。

●台風

台風は、熱帯・亜熱帯の海上で発生する熱帯低気圧が発達したもので、強い雨風を伴って広い範囲に被害をもたらします。世界のほかの地域では、ハリケーンやサイクロンとも呼ばれています。日本では、夏から秋にかけて台風が多くやって来ます。台風は規模や進路など、ある程度の予測は可能ですが、自然の威力には計り知れないものがあるので油断せずに十分な準備をしておきましょう。

〔台風に向けて準備しておくこと〕

- ①庭やベランダなど外に出しているごみ箱や鉢植えなどは固定するか家の中に入れる。
- ②窓ガラスはガムテープやビニールテープなどをはって補強する。雨戸、シャッターなどがあれば閉めておく。
- ③浸水が心配なときは、家具や電気製品などをできるだけ高いところに移す。
- ④テレビやラジオ、インターネットなどで気象情報を確認する。
- ⑤停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオなどを準備しておく。
- ⑥避難に備えて食料、飲料水、薬、貴重品などの非常時の持出品を準備する。
- ⑦避難場所の位置を確認しておく。

〔台風が来たときに注意すること〕

- ①風が強いときや大雨のときは、外に出ない。
- ②海、川、田んぼや畑の水路、がけ崩れが起こりそうな場所には近づかない。
- ③気象情報に注意し、避難するよう指示が出たときはすぐに避難する。
- ④避難するときは、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を締め、家に鍵をかけてから離れる。

●竜巻

竜巻は、激しい雨を降らせる積乱雲とともに発生し、積乱雲の下で地上から雲へと細長く伸びる高速な渦巻き状の上昇気流で、トルネードとも呼ばれています。日本では、台風の上陸する可能性が高い9月に最も多く発生しています。竜巻の規模は、直径数十mから大規模なものでは数百m以上にも及びます。その中心部では猛烈な風が吹き、ときには鉄筋コンクリートや鉄骨の建物をも一瞬で崩壊させ、大型自動車なども空中に巻き上げてしまうことがあります。竜巻が発生するときは、冷たい風が吹いて急に空が暗くなり、雷雨や雹（積乱雲から降る直径5mm以上の氷の粒）が降ったりします。また、“ゴー”という音が鳴ったり、気圧の変化で耳鳴りがすることもあります。

〔屋外で竜巻が起きたとき〕

- ①近くの頑丈な建物に避難する。
- ②近くに建物がないときは、身体が収まる水路や窪みなどに伏せ、両手で頭と首筋を守る。
- ③壊れたり飛ばされそうなプレハブや車庫、物置など軽い建物には避難しない。
- ④川や橋に近づかない。

〔建物の中にいて竜巻が起きたとき〕

- ①地下室や建物の最も低い階に移動する。
- ②建物の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
- ③雨戸やシャッター、窓、カーテンを閉め、窓や壁、ドアから離れる。
- ④部屋の中央で身体を伏せ、両腕で頭と首筋を守る姿勢をとる。

●集中豪雨（ゲリラ豪雨）

集中豪雨とは、限られた地域に対して短時間の強い多量の雨が降ることです。多量の雨水が地面に染み込まずに表面を流れ、短時間で直接川や下水道に流れ込むため、洪水や道路の冠水などの被害が出ることがあります。限られた地域に雨を降らす集中豪雨は、発生の予測が難しいため、対応も状況により変化します。自然災害が発生したときに被害を受ける可能性がある地域を地図で示したハザードマップを見て、住んでいる場所の危険箇所を知っておきましょう。集中豪雨は、よく整備された地域でも思いもよらない被害が起きることがあり、一刻も早く安全な場所に避難することが大切です。



5. 災害への備え

●水害

台風や集中豪雨により、川の水位が上昇し、あふれ出ることで水害が起こります。近年、各地で水害による被害が出ています。普段からテレビやラジオ、インターネットなどで気象情報に気をつけるとともに、避難場所をあらかじめ確認しておき、避難するように指示が出たときや身の危険を感じたときは、すぐに行動してください。

●台風や水害への備え

台風や大雨により災害が発生する恐れがあるとき、国や県では各種防災情報を発表します。市では、防災情報と現場の状況に応じて防災行政無線による放送や市ホームページ、「土浦市安心・安全情報メール」での配信などを行います。市内には、災害が発生したときに安全を確保する避難場所があります。あらかじめ自宅近くの避難場所を確認し、どこに避難するかを家族で話し合っておきましょう。

〔避難するときに注意すること〕

- ①避難所までの道順は、家族で決めておき、安全に通行できるかを事前に確認しておく。
- ②動きやすい服装で、必要最低限の荷物を持って避難する。
- ③特別な場合を除き、車を使わずに歩いて避難する。車での避難は交通渋滞を引き起こし、緊急車両が通れなくなります。
- ④避難するときは、警察官や市職員、消防職員、消防団員などの指示に従う。

（２）地震や津波の災害

突然震動とともに地面や建物がグラグラと大きく揺れることが「地震」です。日本は世界有数の地震が多い国で、特に平成 23（2011）年 3 月に起こった東日本大震災では、東日本の広い範囲で地震と津波による大きな被害が出ました。土浦市でも震度 6 弱という非常に強い揺れが長時間続き、ライフラインや住宅などに大きな被害が出ました。また、地震発生後に起こる津波や火災などの二次災害を引き起こすことも地震の恐ろしいところです。地震は予測が難しく、いつ起こるかわかりません。いざというとき、あわてずに行動ができるよう、日頃から家族で避難場所の確認や非常時の持出品の点検などの準備が必要です。

●地震

〔家の中にいるとき〕

- ①窓ガラスや看板が落ちてきて、けがをすることがあるため、あわてて外に飛び出さない。
- ②テーブルなどの下に隠れ、身の安全を守る。
- ③使っている火をすぐ消して、ガスの元栓を閉める。
- ④ドアや窓を開けて逃げるための出口を確保する。
- ⑤火が出たらすばやく消火器などで消す。
- ⑥揺れが治まったら室内で転倒・落下した家具類や割れたガラスの破片などに注意する。
- ⑦地震は 1 回とは限らないため余震に気をつける。

〔外にいたるとき〕

- ①窓ガラスや看板が落ちてくることがあるため、カバンなどで頭を守る。
- ②塀の近くや狭い道は危険なため、公園や広場などの広いところに逃げる。
- ③車を運転しているときは、道路の左側に止めてエンジンを切る。緊急時に車を移動させることがあるため、ドアのロックはせず、鍵をつけたまま車検証などの大切なものを持って歩いて逃げる。
- ④海や川の近くは津波が起こる可能性があるため、すぐに高いところに逃げる。
- ⑤山や崖の近くにいるときは、山崩れや崖崩れが起こりやすいので、すばやく離れる。

〔地震に備えて準備しておくこと〕

- ①地域や職場で行われる防災訓練に積極的に参加する。
- ②災害が起きたときに、みんなで助け合って行動できるように、町内会・自治会に加入して活動に参加し、顔の見える付き合いを心がける。
- ③家具などは転倒防止用の金具で固定し、ガラスにはフィルムをはって、割れたときに破片が飛び散らないようにしておく。
- ④自宅の近くの避難施設や広域避難場所、避難経路を確認しておく。
- ⑤災害が起きたときの行動を家族でよく話し合い、離れ離れになったときに集まる場所をあらかじめ決めておく。
- ⑥子どもがいる家庭では、学校からの連絡や迎えの方法について先生に確認しておく。
- ⑦水や食料、薬、懐中電灯、ラジオなど非常時の持出品の準備・点検をしておく。
- ⑧大使館・領事館の連絡先を調べておく。



5. 災害への備え

●津波

津波とは、地震や火山活動によって引き起こされる波で、速くて破壊力があり、普通の波とは全く違うとても危険なものです。弱い地震でも揺れる時間の長さなどにより津波が起きることがあり、数十 cm の高さであっても非常に危険です。津波は海だけでなく川もさかのぼりますので、海や川の河口付近にいて地震が起きたときは、すぐに高いところに逃げてください。ただし、逃げるときは車を使わず走って逃げましょう。津波は何度も押し寄せて来ますので、テレビやラジオなどで津波が終わったことを確認してから戻りましょう。海や川の様子を見に行くようなことは決してしないでください。また、海水浴や釣りなどをするときは、避難場所や避難経路をあらかじめ確認しておきましょう。

（3）災害が起きたときの避難

水害や地震などの災害が発生したとき、安全なところに逃げるのが避難です。大雨のときには、雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら早めの避難を心がけましょう。また、洪水の恐れがあるときは、市から避難情報を出しますので、速やかに避難してください。また、地震のときには、家屋の倒壊・焼失などにより生活の場がなくなった人の宿泊・滞在の場所として避難所を設置します。家屋が倒壊する恐れがあるときや避難をしなくても水や食料が必要なとき、災害情報を知りたいときには避難所を利用してください。

●緊急時の避難指示

市では状況に応じて避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）を防災行政無線や市ホームページ、「土浦市安心・安全情報メール」での配信などを通じて発表します。これらの情報の意味を知り、いざというとき、あわてずに行動ができるようにしておきましょう。

〔避難情報の種類〕

○避難準備情報：

市の災害対策本部から避難に向けた準備を呼びかけるものです。大雨・洪水警報が出たときに避難できるよう、前もって避難用の荷物の準備などをしましょう。また、子どもや高齢者などがある場合は、早めに避難させてください。

○避難勧告：

市の災害対策本部から避難の用意をするように呼びかけるものです。危険な状態にある川などを防災行政無線などでお知らせしますので、注意してください。避難するときは火の元を消し、持ち出す荷物をできるだけ少なくしましょう。

○避難指示：

市の災害対策本部から避難するよう強く求めるものです。決壊した川や浸水の恐れがある地域と避難先を防災行政無線などでお知らせしますので、すぐに避難してください。近くに警察官や市職員、消防職員、消防団員などがある場合は、指示に従って落ち着いて避難しましょう。

●緊急時の避難場所

災害が起きたときの避難場所には、洪水避難場所、一時避難場所、広域避難場所など、安全を確保する避難場所が市内各所にあります。市の災害対策本部から避難の指示があったときや家屋の倒壊、火災による延焼などの危険があるときは、状況に応じて安全な場所に避難しましょう。

〔洪水避難所〕

洪水が起きたときまたは洪水の恐れがあるときに避難する場所で、市内でも高台にある学校や公共施設を指定しています。

〔一時避難場所〕

家屋の倒壊・焼失などにより生活の場がなくなった人の宿泊・滞在の場所として、災害に対して安全な建物の小学校や中学校、高校を指定しています。

〔広域避難場所〕

一時避難場所周辺が火災の延焼拡大などによって危険になったときに避難する場所で、主に公園を指定しています。

〔近隣避難場所〕

災害発生直後、緊急に避難する広くて安全な場所で、自宅や職場の近くの公園や広場、空き地など、自分であらかじめ決めておく避難場所です。

※事前に、それぞれの緊急避難場所の確認をしておくとともに、避難場所までの順路などを下見して、危険箇所をチェックしておきましょう。また、あらかじめ避難場所を確認し、災害に応じてどこに避難するかを家族とよく話し合っておきましょう。



5. 災害への備え

(4) 身近な避難場所

避難所リスト			洪水 避難場所	一時 避難場所	広域 避難場所
1	茨城県環境科学センター	沖宿町 1853	○		
2	上大津東小学校	沖宿町 2489	○	○	
3	老人福祉センター「湖畔荘」	手野町 1892-1	○		
4	上大津公民館	手野町 3252	○		
5	土浦第五中学校	手野町 3218-1	○	○	
6	上大津西小学校	手野町 3651	○	○	
7	勤労者総合福祉センター「ワークヒル土浦」	木田余東台 4-1-1	○		
8	二中地区公民館	木田余 1675	○		
9	土浦第二中学校	東真鍋町 21-7	○	○	
10	真鍋小学校	真鍋 4-3-1	○	○	
11	土浦第一高等学校	真鍋 4-4-2	○	○	
12	土浦工業高等学校	真鍋 6-11-20	○	○	
13	都和小学校	並木 5-4826-1	○	○	
14	都和公民館	並木 5-4824-1	○		
15	都和南小学校	常名 3090	○	○	
16	土浦第三高等学校	大岩田 1599	○	○	
17	大岩田小学校	大岩田 2066-1	○	○	
18	土浦日本大学高等学校	小松ヶ丘町 4-46	○	○	
19	土浦市保健センター	下高津 2-7-27	○		
20	四中地区公民館	国分町 11-5	○		
21	土浦第四中学校	中高津 3-10-4	○	○	
22	下高津小学校	下高津 4-2-9	○	○	
23	藤沢小学校	藤沢 3057	○	○	
24	新治地区公民館	藤沢 982	○		○
25	土浦小学校	大手町 13-32		○	
26	東小学校	中 455		○	
27	旧穴塚小学校	穴塚 1478		○	
28	荒川沖小学校	荒川沖東 3-24-3		○	
29	中村小学校	中村南 5-29-5		○	
30	土浦第二小学校	富士崎 2-1-41		○	
31	神立小学校	中神立町 4		○	



5. 災害への備え

避難所リスト			洪水 避難場所	一時 避難場所	広域 避難場所
32	右廻小学校	右廻 1728-3		○	
33	乙戸小学校	乙戸南 2-1-1		○	
34	菅谷小学校	菅谷町 1464-8		○	
35	斗利出小学校	高岡 1367		○	
36	山ノ荘小学校	本郷 301		○	
37	土浦第一中学校	文京町 3-8		○	
38	土浦第三中学校	中村南 1-25-15		○	
39	土浦第六中学校	右廻 428		○	
40	都和中学校	中貫 1222-2		○	
41	新治中学校	藤沢 913		○	
42	土浦第二高等学校	立田町 9-6		○	
43	土浦湖北高等学校	菅谷町 1525-1		○	
44	つくば国際大学高等学校	真鍋 1-3-5		○	
45	常総学院高等学校	中村西根 1010		○	
46	亀城公園	中央一丁目地内			○
47	川口運動公園	川口二丁目地内			○
48	神立公園	北神立町地内			○
49	霞ヶ浦総合公園	大岩田地内			○
50	市民運動広場	佐野子地内			○
51	乙戸沼公園	中村西根地内			○



5. 災害への備え

(5) 災害に関する情報

災害が起きたときは、テレビやラジオ、土浦市安心・安全情報メール、防災行政無線、広報車などから正しい情報を手に入れ、うその話に惑わされず、近所の人と情報を確認してから避難しましょう。

●緊急地震速報

気象庁が地震による強い揺れが来ることを知らせる予報・警報です。この速報は、テレビやラジオ、携帯電話などで確認できます。速報後、数秒から数十秒で地震が起きる可能性がありますので、速報が出たときには慌てず落ち着いて対応しましょう。

●ラジオ

AM	NHK 第 1	594kHz
	NHK 第 2	693kHz
	I B S (土浦)	1458kHz
FM	NHK-FM (水戸)	83.2MHz
	ラヂオつくば (つくば)	84.2MHz

●インターネット (多言語対応)

NHK WORLD

<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/>

●土浦市安心・安全情報メール (日本語)

地震や台風、集中豪雨などの緊急情報や避難情報、火災情報などを、パソコンや携帯電話にメールで配信しています。

パソコンから

<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page001249.html>

携帯電話から

<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/dir.php?code=1371>

●茨城県防災情報メール (日本語)

気象情報や土砂災害警戒情報、地震・津波情報、竜巻注意情報などの防災に関する情報を、パソコンや携帯電話にメールで配信しています。

<http://mobile.pref.ibaraki.jp/>

●防災行政無線

災害など緊急のときに放送でお知らせする方法で、市内215箇所に設置しています。

●災害用伝言板

大きな災害が起こると、電話がつながりにくくなるため、固定電話会社や携帯電話会社の災害用伝言板を利用しましょう。自分の伝言の録音や家族・友人の伝言を聞くことができます。

【固定電話 (NTT) : 災害用伝言ダイヤル☎171】

◆伝言の録音方法

- ①「☎171」に電話する。
- ②「1」を押す。
- ③自分の家の電話番号を市外局番から押す。
- ④伝言を録音する。

◆伝言を聞く方法

- ①「☎171」に電話する。
- ②「2」を押す。
- ③聞きたい相手の電話番号を市外局番から押す。
- ④伝言を聞く。

【携帯電話 : 災害用伝言板サービス】

携帯電話のWebサイトトップ画面に災害用伝言板へのリンクが緊急開設されます。(日本語・英語)

◆NTTドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/topp.cgi>

◆au <http://dengon.ezweb.ne.jp/>

◆ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp>

●災害用ブロードバンド伝言板

災害が発生したことで被害があった地域への通信が増え、インターネットがつながりにくい状況になったときに開設されるインターネット上の伝言板です。

(Web171) : <https://www.web171.jp/>



6. 福祉・保健・介護

(1) 国民健康保険

●国民健康保険制度

➡ 国保年金課 ☎内線 2296

私たちは、いつ病気やけがに襲われるのかわかりません。健康保険は、病気やけがをしたときに安心して病院を受診できるようにする医療保険制度です。加入者が、保険料として出し合ったお金を医療費にあて、負担を軽くするために作られたもので、日本では会社などで働く人を対象とした健康保険か自営業や退職して職場の健康保険をやめた方などを対象とした国民健康保険のいずれかに入らなければなりません。国民健康保険は、市町村が運営する医療保険で、加入すると保険料を支払う必要がありますが、病気やけがのときは治療費の30%を支払うだけで済みます。加入しないと、かかった医療費の全額を支払うことになります。

1. 国民健康保険に加入するとき

- ・在留期間が3か月を超える人が土浦市に住民登録をしたとき
- ・ほかの市町村から土浦市に引越してきたとき
- ・退職して職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき

2. 国民健康保険を脱退するとき

次に該当する場合は、14日以内に脱退手続きを行い、国保年金課に保険証を返してください。

- ・土浦市からほかの市町村に引越すとき
- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・死亡したとき
- ・出国するとき

3. 国民健康保険証

国民健康保険に加入すると、土浦市の国民健康保険の加入者であることを証明する保険証が一人に1枚ずつ交付されます。保険証は医師の診療を受けるときに必要です。大切に取り扱いましょう。

4. 保険給付

国民健康保険に加入している人が、病気やけがで医師の診療を受けたときや薬局で薬を処方されたときの医療費の費用は、通常その30%を払います。残りの70%は土浦市が病院や薬局に支払います。そのほかにも、出産したときは出産育児一時金、死亡したときには葬祭費が支給されます。

5. 国民健康保険税

国民健康保険に入っている人は、収入などに応じて保険税を納めなければなりません。保険税は、国や県の補助金などと合わせて、医療費や出産育児一時金、葬祭費、そのほかの給付金などにあてられます。長期間保険料を納めない場合、保険証が更新されなくなり、かかった医療費の全額を支払うことになります。

6. 国民健康保険税の決め方

所得割額	世帯の加入者の前年の所得に応じて計算
均等割額	世帯の加入者数に応じて計算
平等割額	1世帯あたり定額を計算

●後期高齢者医療制度

➡ 国保年金課 ☎内線 2316

高齢者が安心して医療を受け続けられるようにするための医療制度で、土浦市に住民登録がある75歳以上の人および一定の障がいがあると認められた65歳以上の人を対象です。75歳の誕生日を迎えた人は、これまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険から後期高齢者医療制度に移行することになります。保険料は個人ごとに支払うこととなりますが、病気やけがのときは治療費の10%（所得が多い人は30%）を支払うだけで済みます。加入しないと、かかった医療費の全額を支払うことになります。

(2) 国民年金

➡ 国保年金課 ☎内線 2291

●国民年金制度

加入者が保険料を出し合い、お互いの生活を支え合う制度です。老後や死亡したとき、病気やけがで障がい者になったときなどに関して、必要な年金を支給することで生活の安定を図ることを目的としています。年金には、国民年金や厚生年金があり、国籍や性別、年齢、所得額に関係なく、日本に住んでいる20歳から60歳までの人が対象です。その中で、会社で働いている人が加入する厚生年金に入っていない人は国民年金に加入し、60歳になるまで保険料を納めなければなりません。国民年金への加入手続きは、住民票がある市町村で行います。



6. 福祉・保健・介護

●国民年金が支給する3つの基礎年金

老齢基礎年金	保険料の納付期間 25 年以上の人が65 歳になったときから支給。希望により 60 歳から一部減額して支給。
障害基礎年金	一定期間以上保険料を納めている人が病気やけがで一定以上の障がいが残ったときに支給。
遺族基礎年金	国民年金の加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したときに支給(その人に生計を維持されていた 18 歳までの子のある妻または 18 歳までの子に支給。)

●国民年金加入者の種類

第1号被保険者	自営業や農林漁業者、学生などとその家族で、厚生年金に加入していない 20 歳以上 60 歳未満の人
第2号被保険者	会社員など厚生年金に加入している人
第3号被保険者	厚生年金の加入者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人

●国民年金保険料

国籍、性別、年齢、所得額などに関係なく、20 歳から 60 歳になるまで、法律で定められた保険料を納めなければなりません。保険料には、被保険者全員が納付しなければならない定額保険料と希望により納付する付加保険料があります。また、経済的な理由などで保険料の納付が困難な人に対しては、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

●脱退一時金

帰国などの理由で日本に住所がなくなった場合は、保険料を納付している途中であっても国民年金に加入し続けることはできません。また、国民年金の加入期間が 25 年未満で脱退する場合は、年金を受給することができません。そこで、国民年金の保険料を 6 か月以上納め、受給資格のないまま帰国した人は、出国後 2 年以内に請求手続きを行うことにより、「脱退一時金」の支給を受けることができます。さらに、25 年以上加入し、年金の受給資格を満たした状態で日本を離れる場合は、海外からでも年金の請求および受給が可能です。一時金の額は、保険料納付期間などに応じた金額が支給されます。

(3) 子どもができたら

➡ 健康増進課 ☎029-826-3471

●母子健康手帳の交付

妊娠したときは、「母子健康手帳」の交付を受けましょう。土浦市保健センターや市民課、支所・出張所で交付しています。母子健康手帳は、お母さんや生まれてくる子どもの健康診査や予防接種を受けるときに必要で、お母さんの産前・産後の健康状態の記録や生まれてくる赤ちゃんの発育や健康診査、予防接種などを記録する大切なものです。妊娠が分かったら、できるだけ早く母子健康手帳を受け取り、定期的な妊婦健康診査を受けましょう。また、外国語版の母子健康手帳（英語、ポルトガル語、タガログ語、ハングル、中国語、タイ語、インドネシア語、スペイン語）もあります。

●マタニティ教室

土浦市保健センターで、おおむね 7 ～ 8 か月の妊婦とその家族を対象に毎月 2 回開催しています。（予約制）費用は、テキスト代（420 円）がかかります。

●マタニティ歯科健康診査

妊娠中に協力病院で歯科健康診査が 1 回無料で受けられます。受診票は母子健康手帳を交付するときにお渡しします。

●妊婦一般健康診査

妊娠中に病院で行う健康診査 14 回分の費用を一部助成します。受診票は母子健康手帳を交付するときにお渡しします。

(4) 子どもが生まれたら

●出生届

➡ 市民課 ☎内線 2287

日本国内で子どもが生まれたら、生まれた日を含めて 14 日以内に出生の届け出をしてください。両親のいずれかが日本国籍を有している場合は、日本国籍を取得できますが、取得しない場合は生まれてから 30 日以内に入国管理局で在留資格の取得を申請する必要があります。



6. 福祉・保健・介護

●出産育児一時金

➡ 国保年金課 ☎内線 2296

正常な出産のときは医療保険の対象にはならないため、多額の費用がかかりますが、赤ちゃんのお母さんが国民健康保険に加入していれば出産育児一時金が支給されます。国民健康保険に加入している場合の支給額は、出産児1人につき原則42万円です。なお、妊娠85日以上であれば、死産・流産したときでも支給されます。国民健康保険以外の医療保険に加入中の人は、各保険者にお問い合わせください。

●乳幼児の健康診査と育児相談

➡ 健康増進課 ☎029-826-3471

◆乳児一般健康診査

生後3～8か月および9～11か月の時期に1回ずつ、県内の医療機関で赤ちゃんの健康診査が無料で受けられます。受診票は出生届出後に送付します。

◆乳幼児健康診査と育児相談

土浦市保健センターでは、生後4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査と母と子の歯科健康診査を行っています。対象となる子どもがいる人には郵便でお知らせします。また、生後10か月児を対象にした育児相談、離乳食教室、赤ちゃん身体計測なども行っています。

●定期の予防接種

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）、BCG、麻疹風しん混合、水痘、日本脳炎、2種混合（ジフテリア・破傷風）、子宮頸がん予防のワクチン接種を行っています。出生届出後に予診票などの書類を自宅に送ります。定期予防接種は対象年齢内であれば無料で受けられます。受けるときは母子健康手帳と予診票を持参してください。対象年齢でないときに受けた場合は有料になりますので注意してください。

●任意の予防接種

ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザのワクチン接種の助成をしています。おたふくかぜは無料で受けられます。ロタウイルス、インフルエンザは一部自己負担（有料）がかかります。

●医療福祉（マル福）制度

➡ 国保年金課 ☎内線 2316

小児などが病院などを受診した場合に医療費の自己負担を軽くするための制度で、「マル福」とも言われています。対象は市町村により異なりますが、土浦市では小児の場合、生まれた日から中学校3年生までの子どもの入院および通院にかかる医療費の助成があります。

●児童手当

➡ こども福祉課 ☎内線 2475

中学校終了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給されます。支給月は、6月・10月・2月で、それぞれの前月分までが支給されます。ただし、所得の制限があります。

●児童扶養手当

父または母のいない家庭や父または母が一定の障がいの状態にある家庭などで、18歳未満（障がいのある場合は20歳未満）の児童を養育している人に支給されます。ただし、公的年金を受けている場合や所得が一定額以上ある人は支給されません。

●保育所・保育園

➡ こども福祉課 ☎内線 2418

両親が仕事や病気、家族の看護などの事情で、昼間家庭で保育できない子どもを預かる施設です。0歳から小学校入学前の子どもを対象としています。市内には、公立保育所が11か所、私立保育園が12か所、ほかに認定こども園などがあり、就学前の子どもを保育しています。保育料は、児童の両親の所得によって異なります。

◆入所の手続き

- ①保育所入所申込書
- ②両親の就労（自営）証明書など保育することができないことを示す証明書
- ③最近転入された人は、前住所の市町村で前年度および今年度の住民税の（非）課税証明書が必要です。

※①と②の用紙は、こども福祉課と各保育所にあります。



6. 福祉・保健・介護

◆保育所・保育園

名 称	所 在 地	電話番号
新 生	中村南 1-24-1	029-841-0575
荒 川 沖	荒川沖西 2-10-11	029-841-0037
霞 ケ 岡	霞ヶ岡町 13-20	029-821-1890
東 崎	東崎町 4-7	029-821-2807
東崎駅前分園	大和町 9-2 ウララ 2 8 階	029-826-3515
都 和	並木 2-8-4	029-822-8053
天 川	天川 1-24-1	029-822-6172
新 川	城北町 18-19	029-822-8896
桜 川	田中 3-4-5	029-821-9136
神 立	神立中央 3-8-22	029-831-8464
竹 ノ 入	西根南 3-4-46	029-842-6253
土 浦 愛 隣 会	右 粍 1681	029-841-0463
め ぐ み	烏山 5-2263-8	029-841-2838
白 鳥	白鳥町 1096-4	029-831-2590
エンゼル・ゆめ	真鍋 2-10-23	029-822-1863
つ く ば 国 際	東崎町 12-21	029-823-7404
中 央	神立中央 1-10-21	029-830-1284
高 岡	高岡 2303-4	029-862-4666
藤 沢	藤沢 1746	029-862-2600
白 帆	蓮河原新町 8-30	029-823-3070
あ お ぞ ら	上高津 1800-1	029-869-7490
愛	中村南 1-14-11	029-843-6877
童 話 館	東真鍋町 9-28	029-824-1323

◆認定こども園など

名 称	所 在 地	電話番号
もみじこども園	下高津 2-10-22	029-821-1645
もみじ第二こども園	若松町 1-73	029-822-5987
まなべすみれ幼稚園	東真鍋町 22-11	029-824-3522
エンゼルススポーツ幼稚園	烏山 5-2039	029-897-3331
土浦聖母幼稚園	大町 9-6	029-823-1460
中 央 幼 稚 園	神立中央 2-1-18	029-831-2103
土浦みどり幼稚園	並木 4-1-36	029-822-7090
あおば台幼稚園	右 粍 2755	029-842-6311
ひたち学院幼稚園	乙 戸 1029-1	029-842-7107
キッズマアム	板谷 7-626-11	029-830-2206
どんぐり保育園	神立中央 5-4555-1	029-832-5415
キッズランドなないろ	大町 11-41 なないろビル	029-875-3651
託児園キッズルームやまもと	西根南 2-1-29	029-842-5732

●児童館

健全な遊びを通して、児童の健康増進や情操を豊かにすることを目的に、地域ぐるみで各種クラブなどの事業を実施しています。

○都和児童館…板谷 2-712-9 ☎029-832-3112

○ポプラ児童館…烏山 2-530-394 ☎029-841-3212

○新治児童館…本郷 347-1 ☎029-862-4403

●地域子育て支援センター

親子での遊び方などの指導や親同士の仲間づくりなどの支援をしています。また、子育てに関する情報提供や相談も行っています。

○子育て支援センター「さくらんぼ」

田中 3-4-5（桜川保育所内）☎029-823-1288

○子育て支援センター「ありんこくらぶ」

右 粍 1681（土浦愛隣会保育所内）☎029-841-0463

○白鳥保育園子育て支援センター

白鳥町 1096-4（白鳥保育園内）☎029-831-2590

○子育て支援センター「ひまわり」

烏山 5-2263-8（めぐみ保育園内）☎029-841-2838

●子育て交流サロン「わらべ」「のぞみ」

子育て中の皆さんの交流や子育ての情報提供、子育て経験豊かなスタッフによる相談を行っています。

○わらべ…中高津 1-19-20 ☎029-825-1030

○のぞみ…東真鍋町 2-5 ☎029-824-8620

（５）健康

➡ 健康増進課 ☎029-826-3471

●保健センター

生活習慣病の予防と早期発見のため、健康教育や健康相談、各種健康診査など、市民の健康づくりのお手伝いをしています。また、休日などにおける応急医療を行う休日緊急診療所を併設しています。

●休日当番医・休日緊急診療所

◆休日当番医（内科・外科・産婦人科・歯科）テレホンサービス☎029-824-9155（土日、祝日のみ）

◆休日緊急診療所（小児科・内科）☎029-823-9628
木曜～日曜・祝日…19:00～22:00、日曜・祝日…9:00～12:00、13:00～16:00（内科は土日・祝日の夜間のみ）



6. 福祉・保健・介護

◆集団検診・医療機関検診

検診名	対象年齢
さわやか健康診査	20～39 歳
胸部検診	20 歳以上の人
胃がん検診	
大腸がん検診（集団のみ）	
前立腺がん検診	
腹部超音波検診（集団のみ）	40 歳以上の人
子宮頸がん検診	20 歳以上の女性
乳がん検診	20 歳以上偶数年齢の女性
骨粗鬆症検診	20～70 歳の女性
特定健康診査	40～74 歳の人
後期高齢者健康診査	75 歳以上の人

（6）介護保険

➡ 高齢福祉課 ☎内線 2463

●介護保険制度

介護保険制度は、高齢者介護の負担を家族だけでなく社会全体で支え合う制度です。ねたきりや認知症で介護が必要になったときや日常生活で支援が必要な状態になったときに、費用の一部を支払って必要な介護サービスを利用できる制度です。40 歳以上のすべての人が加入しなければならず、外国人も短期滞在者を除いて加入しなければなりません。

●介護保険加入対象者

区 分	対 象 者
第 1 号被保険者	65 歳以上の人
第 2 号被保険者	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

●介護サービスを利用できる人

65 歳以上の人（第 1 号被保険者）は、介護や支援が必要と認定されたときにサービスを利用できます。40 歳以上 65 歳未満の人（第 2 号被保険者）は、特定の病気が原因で介護や支援が必要と認定されたときにサービスを利用できます。

●介護保険料

介護保険料は、介護費の給付の費用にあてられます。65 歳以上的人是、収入などに応じて保険料が決定されます。40 歳以上 65 歳未満的人是、加入している医療保険の保険料に加算して徴収されます。

●要介護状態区分と在宅サービスの上限

在宅で行う介護サービスのうち、訪問通所サービスと短期入所サービスの利用については、心身の状態によって利用できる上限額（支給限度額）が決められています。

区 分	心身の状態（例）	支給限度額 （月額）
要支援 1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分でできるが、予防のために支援を要する状態	50,030 円
要支援 2	要支援 1 の状態から手段的日常生活動作を行う能力が低下し、何らかの支援が必要な状態	104,730 円
要介護 1	食事、排せつ、着替えは何とか自分でできるが、何らかの支援または部分的な介護が必要な状態	166,920 円
要介護 2	食事、着替えは何とか自分でできるが、排せつは一部手助けが必要な状態	196,160 円
要介護 3	食事、排せつ、着替えのいずれも一部手助けが必要な状態	269,310 円
要介護 4	重度の認知症があり、食事、排せつ、着替えのいずれも全面的な手助けが必要な状態	308,060 円
要介護 5	ねたきりの状態で寝返りもできず食事、排せつ、着替えのすべてに全面的な手助けが必要な状態	360,650 円



7. 労働・消費生活

→ 商工観光課 ☎内線 2702

(1) 仕事を探す

●日本で仕事に就くには

外国人が日本で働くためには、就労が認められた在留資格を持っていなければなりません。就労が許可されている在留資格を取得するか入国管理局で資格外活動許可を得ることが必要です。まず、自分の在留資格で働けるかということと、仕事の内容が認められた活動であるかを確認してください。

●日本で仕事を探すには

国の機関である公共職業安定所（ハローワーク）で無料で探すことができます。このほか、厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介をしている民間事業所や団体も一部有料で利用することができます。

●公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談や紹介を無料で行っています。公共職業安定所では、全国の求人データをネットワークで検索して情報提供や職業紹介をしています。

〔ハローワーク土浦〕

真鍋 1-18-9 ☎029-822-5124

【通訳】（10:00～12:00、13:00～15:00）

英語：月曜日、水曜日、金曜日

ポルトガル語：月曜日～金曜日

スペイン語：火曜日、木曜日

中国語：月曜日、水曜日

●雇用保険

仕事をしていた人が失業したときに失業給付を支給し、再就職するまでの生活の安定を図るための保険です。就労が認められている在留資格があれば、外国人も対象になります。保険料は、労働者と使用者の両方で負担し、加入手続きは使用者が行います。失業給付は、失業する前の2年間に通算して12か月以上加入していて、再就職の意思と働ける状態にあることを条件に支給されます。申請は、離職票を持参のうえ、ハローワークで行います。また、解雇や倒産などで失業した場合でも支給されることがありますので、詳しくはハローワークにお問い合わせください。

(2) 労働条件

●労働契約

企業などでどのような労働条件で働くかを、労働者と使用者が約束することを労働契約といいます。日本の法律では、使用者は労働者に対して賃金、労働時間、その他の労働条件について契約書などに記載して渡さなければなりません。契約書がない場合は証拠がないため、トラブルにつながることもあります。契約書で労働条件を取り交わしておくことが大切です。

〔書面で明らかにしなければならない労働条件〕

- ①労働契約の期間
- ②働く場所および仕事の内容
- ③仕事を始める時刻と終わりの時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- ④賃金の決定、計算および支払方法、賃金の締切および支払いの時期
- ⑤退職に関すること

●労働条件の主な内容

〔賃金〕

使用者は、①通貨で、②労働者に直接、③全額を、④各月1回以上、⑤一定期間を定めて支払わなければなりません。また、退職する場合には、未払賃金を請求後7日以内に支払わなければなりません。

〔労働時間〕

労働時間は、休憩時間を除いて1週間で40時間、1日8時間以内と決められています。

〔休憩時間〕

使用者は、1日の労働時間が6時間を超えるときは45分以上、残業などで1日8時間を超えるときは1時間以上の休憩時間を与えなければなりません。

〔休日〕

使用者は、週1回以上または4週間を通じて4日以上の上の休日を与えなければなりません。

〔有給休暇〕

使用者は、決められた休日のほかに、労働者が自分の休みたい日に有給で休める有給休暇について、決められた日数を与えなければなりません。パートタイマーなど労働日数が少ない労働者も労働日数に応じて与えなければなりません。ただし、労働者は、前もって休む日を申し出なければなりません。



7. 労働・消費生活

〔時間外勤務〕

使用者は、時間外、休日、深夜に労働させた場合には、割増賃金を支払わなければなりません。

- ①週 40 時間または 1 日 8 時間を超えて時間外労働させた場合、通常の賃金の25%以上
- ②休日に労働させた場合、通常の賃金の35%以上
- ③深夜（22:00 から 5:00 までの間）に労働をさせた場合、通常の賃金の25%以上

〔派遣労働〕

派遣元の会社が雇用している労働者が別の会社に派遣され、派遣先の指揮および命令のもとで働くことをいいます。

〔パートタイマー〕

契約期間の制限があり、会社として決められた通常の労働時間よりも短い時間勤務する労働者をいいます。

〔女性労働者・年少者〕

労働においては、特別な場合を除き、15歳未満の人は働くことができません。また、使用者は、18歳未満の人について1週間で40時間、1日8時間以上労働させたり、深夜労働をさせてはならないことなどが決められています。さらに、女性については、18歳以上であっても休日・深夜労働の禁止や危険・有害な仕事をするに一定の制限を設けるほか、産前産後の休業や育児時間、生理休暇などを与えなければなりません。

〔解雇〕

使用者の一方的な意思による労働契約の解除で、解除にあたり労働者の合意がないものをいいます。ただし、正当な理由がなければなりません。

〔退職〕

労働者の退職の申し出による労働契約の解除で、解除にあたっては、使用者の合意のうえで労働契約が終了します。使用者が退職を承認したあとに、労働者が退職の申し出を撤回することはできませんので、慎重に行ってください。

〔仕事で病気やけがをしたとき〕

労働者が仕事でけがや病気をしたときは、使用者に療養費の負担や休業補償を義務付けています。しかし、使用者は、十分な補償ができない場合に備えて労働者災害補償保険に加入し、保険料を払わなければなりません。労働者が仕事でけがなどにあったときには各種給付を受けることができます。

（3）労働相談

●労働条件などのトラブル相談

労働契約が現場で実際に守られていることを指導・監督するために、国の機関として労働基準監督署が設置されています。“賃金が支払われない”、“突然解雇された”、“仕事でけがをした”など、仕事に関するトラブルについての相談ができます。また、茨城労働局にある外国人労働者の労働条件相談コーナーでは、英語、中国語、スペイン語でも相談を受け付けています。

〔土浦労働基準監督署〕

中央 2-14-11

☎029-821-5127

〔外国人労働者の労働条件相談コーナー〕

水戸市宮町 1-8-31

☎029-224-6214

〔通訳〕

中国語：月曜日、第1・第2金曜日

英語、スペイン語：月曜日、第1・第2木曜日
(9:00~12:00、13:00~16:30)

（4）豊かな消費生活のために

➡ 消費生活センター ☎029-823-3928

●消費生活センターの活動

市民が豊かで安全な消費生活を送ることができるよう、相談などを行っています。

〔消費者相談〕

日常生活での商品や契約などの疑問点や苦情について、専門の相談員が助言します。消費生活でトラブルが生じたときは、まずご相談ください。

◆相談時間：月曜日～金曜日

9:30~12:00、13:00~16:30



8. 教育

(1) 学校教育

●日本の教育制度

日本の義務教育制度は、小学校6年間と中学校3年間の合わせて9年間です。さらに、選抜試験を受けて高等学校3年間、大学4年間(短期大学は2年間)などに進学することもできます。学校は4月から始まり、翌年の3月に終わります。また、学校の種類として、国が運営する国立、都道府県や市町村が運営する公立、そして学校法人が運営する私立があります。さらに、小学校に入学する前の幼児のための教育施設として幼稚園があります。

●幼稚園への入園

➡ 学務課 ☎内線 5110

幼稚園は、小学校に入学する前の子どもを対象とした教育施設です。土浦市には、市立幼稚園と私立幼稚園があります。1日4時間程度の保育時間が普通ですが、延長保育を実施しているところもあります。市立幼稚園の園児募集は、毎年9月に各幼稚園で4歳児と5歳児を対象に受け付けています。また、私立幼稚園の多くは3歳児から5歳児までを対象に受け付けています。入園を希望するときは、希望する園に直接お問い合わせください。なお、土浦第二、都和、大岩田は、平成30年3月末で廃止となります。

◆幼稚園

市立幼稚園		
名 称	所 在 地	電話番号
土浦	文京町 9-6	029-821-0796
土浦第二	富士崎 2-1-46	029-821-1310
都和	板谷 4-714-7	029-831-3735
大岩田	小岩田東 2-18-4	029-824-3430
新治	沢辺 1423-4	029-862-3507
私立幼稚園		
あおば台	右靱 2755	029-842-6311
天川	天川 1-4-19	029-821-4126
エンゼルススポーツ	烏山 5-2039	029-842-6820
白帆	蓮河原新町 11-35	029-823-2695
新学	手野町 4524	029-828-1905
中央	神立中央 2-1-18	029-831-2103
つくば国際短期大学附属	真鍋 6-6-9	029-826-5146
土浦聖母	大町 9-6	029-823-1460

土浦日本大学高等学校附属	桜ヶ丘町 17-45	029-822-0696
土浦みどり	並木 4-1-36	029-822-7090
中村白百合	中村南 5-31-1	029-841-5885
ひたち学院	乙戸 1029-1	029-842-7107
まなべすみれ	東真鍋町 22-11	029-824-3522
もみじこども園	下高津 2-10-22	029-821-1645
もみじ第二こども園	若松町 1-73	029-822-5987

●小学校・中学校への就学

➡ 学務課 ☎内線 5108

小学校は、満7歳から満12歳の誕生日を迎える子どもが勉強する学校です。中学校は、小学校を卒業したあとに満13歳から満15歳の誕生日を迎える子どもが勉強する学校です。日本人は、小学校と中学校に就学する義務があります。外国人は、就学する義務はありませんが、日本人と同じように教育を受けることができます。小学校と中学校の授業は、日本語で行われ、授業料や教科書などは無料ですが、給食費や教材費、遠足・修学旅行費などの費用が必要です。また、住んでいる地域によって入学する学校が指定されています。

◆小学校

名 称	所 在 地	電話番号
土浦	大手町 13-32	029-822-2325
下高津	下高津 4-2-9	029-821-1100
東	中 455	029-841-0565
大岩田	大岩田 2066-1	029-821-0247
真鍋	真鍋 4-3-1	029-821-0752
都和	並木 5-4826-1	029-831-1510
荒川沖	荒川沖東 3-24-3	029-841-0049
中村	中村南 5-29-5	029-841-0168
土浦第二	富士崎 2-1-41	029-821-0205
上大津東	沖宿町 2489	029-828-1018
上大津西	手野町 3651	029-828-1016
神立	中神立町 4	029-831-5999
右靱	右靱 1728-3	029-842-2501
都和南	常名 3090	029-823-8251
乙戸	乙戸南 2-1-1	029-843-2008
菅谷	菅谷町 1464-8	029-831-8331
藤沢	藤沢 3057	029-862-3505
斗利出	高岡 1367	029-862-3506
山ノ荘	本郷 301	029-862-3504



8. 教育

◆中学校

名 称	所 在 地	電話番号
土浦第一	文京町 3-8	029-821-3679
土浦第二	東真鍋町 21-7	029-821-0808
土浦第三	中村南 1-25-15	029-841-0200
土浦第四	中高津 3-10-4	029-821-0297
土浦第五	手野町 3218-1	029-828-1021
土浦第六	右廻 428	029-842-7751
都和	中貫 1222-2	029-831-0866
新治	藤沢 913	029-862-3503

◆入学案内

土浦市に住民登録をされていて、公立の小学校・中学校に入学を希望する場合は、子どもの在留カードを持参して教育委員会で手続きをしてください。事情により、指定された日までに手続きができない場合でも、いつでも受け付けています。また、公立の小学校を卒業する予定の子どもがいる家庭には、中学校への就学通知書を在籍している小学校を通してお渡ししています。

◆就学援助制度

公立の小学校・中学校では、授業料や教科書などは無料ですが、給食費や教材費、遠足・修学旅行費などの費用が必要です。経済的な理由で学習に必要な費用の支払いが困難な家庭には、援助をする制度があります。対象は、次のいずれかに該当し、教育委員会が認めた家庭です。援助を希望される場合は、前の年の所得が分かるものを持参して学校へ申請してください。

- ①保護者の職業が不安定で、生活保護に準ずる家庭
- ②ひとり親家庭などで、生活保護に準ずる家庭
- ③生活保護が停止または廃止された家庭

◆日本語の学習支援

➡ 生涯学習課 ☎内線 5114

土浦市では、外国人児童生徒への日本語学習支援を行っており、小学校・中学校の日本語教室における児童生徒への学習サポートなどを、地域のボランティアの協力をいただきながら実施しています。日本の言葉や生活習慣などを繰り返し指導して、日本で夢や希望を持って生活するために必要な能力や態度を育てるために、各種教材を使いながら日本語の指導をしています。

◆放課後児童クラブ

➡ 生涯学習課 ☎内線 5163

小学生を対象に、昼間、保護者が働いているなどの理由で保育が難しい児童に、放課後の遊びや生活の場を作ることで、児童の健全育成を図っています。利用を希望する場合の条件などについては、生涯学習課青少年係または利用を希望する各児童クラブに直接お問い合わせください。

●高等学校

高等学校は、年齢がその年の4月1日までに満15歳に達していて、外国で中学校までの教育を終了しているか、日本の中学校を卒業または卒業見込みの必要があります。高校は、義務教育ではありませんが、日本では、90%以上の人が高校に進学します。入学するためには、入学試験を受ける必要がありますが、推薦入学制度や外国人のための特別枠を設けている学校もあります。高校は公立学校と私立学校があり、授業の内容によって普通科、専門学科（工業科、商業科、農業科、家庭科など）、総合学科に分かれます。また、授業を受ける時間帯によって全日制（昼間）、定時制（昼間・夜間）、通信制に分かれています。

●高等専門学校・専修学校・各種学校

高校以外にも、専門技術者になる養成を受ける高等専門学校や実践的な職業教育、専門的な技術を学ぶ専修学校、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理、栄養、看護師、保健師、理容、美容、英会話、工業などを選ぶ各種学校があります。

●大学・短期大学

大学・短期大学は、高校を卒業または卒業と同等以上の学力がある人のための学校です。大学には国立・公立・私立があり、入学するためには、入学試験を受ける必要があります。受験資格は次のいずれかに該当する人です。

【大学の受験資格】

- ①日本または外国の高校を卒業していること
- ②高等学校卒業程度認定試験に合格していること
- ③国際バカロレア資格などをもち、入学する年の4月1日までに18歳になること



8. 教育

(2) 生涯学習

「心の豊かさをはぐくむまちづくり」を目指して、生涯に渡ってゆとりある生活を送るため、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学べる機会の提供と施設や設備の充実を図っています。また、“より豊かな人生を楽しみたい”、“生涯を通じて何かを学んでいきたい”という人のために、趣味や文化など、さまざまな教室や講座を開催しています。

●文化協会

➡ 文化課 ☎内線 5119

市民文化の向上や各種文化団体の活動の振興を目的として、詩吟、茶道・華道、バレエ、囲碁・将棋、文学、演劇映画、芸術文学鑑賞、邦楽、音楽、美術、民謡民舞踊、交響楽、民俗文化、能楽、祭囃子などのジャンルにおいて、さまざまな団体が活動しています。各種団体へ参加を希望される場合は、文化課へご連絡ください。

●地区公民館（コミュニティセンター）

➡ 生涯学習課 ☎内線 5114 市民活動課 ☎内線 2456

地域の集会や交流、学習活動の場、地域における福祉活動やコミュニティ活動の拠点として利用することができます。

◆主な活動内容

- ①各種講座の開講：教養講座や文化講座、健康講座、趣味の講座など
- ②生活学習活動の支援：同好会やサークル活動、地域の学習活動などの利用
- ③コミュニティ活動の推進：公民館まつりの開催や地区市民委員など地域活動のバックアップ

◆開館時間

9:00～17:00

※夜間の利用がある場合は 22:00 まで

◆休館日

月曜日、祝日、年末年始、定期清掃日

※月曜日および祝日については、団体利用のみ受付

◆利用申込

電話またはインターネットでの仮予約も受け付けます。各地区公民館窓口で手続きをしてください。

◆地区公民館

名 称	所 在 地	電話番号
一中地区公民館	大手町 13-9	029-821-0104
二中地区公民館	木田余 1675	029-824-3588
三中地区公民館	中村南 4-8-14	029-843-1233
四中地区公民館	国分町 11-5	029-824-9330
上大津公民館	手野町 3252	029-828-1008
六中地区公民館	烏山 2-2346-1	029-842-3585
都和公民館	並木 5-4824-1	029-832-1667
新治地区公民館	藤沢 982	029-862-2673

●市立図書館

➡ 図書館 ☎029-822-3389

◆開館時間

本館：火曜日～金曜日 9:30～19:00

土曜日・日曜日、祝日 9:30～17:00

分館：9:30～17:00

◆休館日

本館：月曜日、第3木曜日

分館：月曜日（祝日の場合は翌日も休館）、祝日、第3木曜日

※年末年始、館内整理日などは休館

◆図書の貸し出し

利用カードが必要です。初めての人は在留カードなどの身分証明書を持参してください。

◆予約サービス

電話と図書館ホームページで予約ができます。

※在留カードなどの身分証明書を持参し、申請した中学生以上の人にはホームページから予約するためのパスワードを発行しています。

◆リクエストサービス

図書館にない資料は、購入やほかの図書館からの借り受けで対応しています。

◆コピーサービス

図書館にある資料に限り、著作権法の範囲内でコピーができます。（有料）

◆音楽配信サービス

音楽データベースを利用できるパスワードを発行しています。

◆児童向けサービス

保健センターでの10か月児育児相談のときに、読み聞かせのあと、絵本を差し上げています。



8. 教育

◆市立図書館

名 称	所 在 地	電話番号
図書館	文京町 9-2	029-822-3389
三中地区分館	中村南 4-8-14	029-843-8434
神立地区分館	神立町 682-54	029-833-1296
都和分館	並木 5-4824-1	029-830-1091
新治地区分館	藤沢 982	029-896-6465

(3) スポーツ・レクリエーション

市民の皆さんの健康を保つため、安全に楽しく利用できる各種スポーツ・レクリエーション施設を整備しています。

●霞ヶ浦文化体育会館（水郷体育館）

➡ 産業文化事業団 ☎029-823-4811

- ◆所在地…大岩田 1051（霞ヶ浦総合公園内）
- ◆施 設…大体育室、小体育室、会議室など

●お祭り広場・多目的広場

➡ 産業文化事業団 ☎029-823-4811

- ◆所在地…大岩田 1051（霞ヶ浦総合公園内）
- ◆施 設…サッカー場 1 面、ソフトボール場 2 面相撲場

●水郷プール

➡ 水郷プール ☎029-824-6432

- ◆所在地…大岩田 601（霞ヶ浦総合公園内）
- ◆施 設…流水プール、ちびっ子プール
多目的プール、スライダープール

●霞ヶ浦総合公園テニスコート

➡ テニスコート ☎029-824-0880

- ◆所在地…大岩田 543（霞ヶ浦総合公園内）
- ◆施 設…人工芝コート 9 面、練習コート 2 面、
人工芝ゲートボール場 1 面

●川口運動公園

➡ 川口運動公園管理事務所 ☎029-821-1648

- ◆所在地…川口 2-12-75
- ◆施 設…野球場、陸上競技場、テニスコート
（クレー 6 面、全天候 2 面）、サブグラウンド

●神立公園野球場

➡ 川口運動公園管理事務所 ☎029-821-1648

- ◆所在地…北神立町 3
- ◆施 設…野球場 2 面（夜間照明付）

●中貫公園運動広場

➡ 川口運動公園管理事務所 ☎029-821-1648

- ◆所在地…東中貫町 3
- ◆施 設…多目的運動広場

●右舩地区市民運動広場

➡ 川口運動公園管理事務所 ☎029-821-1648

- ◆所在地…右舩 1601-3
- ◆施 設…野球場 1 面、サッカー場 1 面

●南部地区市民運動広場

➡ 川口運動公園管理事務所 ☎029-821-1648

- ◆所在地…乙戸 1129-5
- ◆施 設…野球場 1 面（少年 2 面）または
サッカー場 1 面（少年 2 面）

●乙戸ファミリースポーツ公園テニスコート

➡ 三中地区公民館 ☎029-843-1233

- ◆所在地…卸町 1-1-11
- ◆施 設…テニスコート 3 面（全天候型）

●市民運動広場

➡ 川口運動公園管理事務所 ☎029-821-1648

- ◆所在地…佐野子 260
- ◆施 設…野球場 2 面、多目的広場、自由広場、
ゲートボール場 6 面

●木田余地区市民運動広場

➡ 川口運動公園管理事務所 ☎029-821-1648

- ◆所在地…木田余東台 1-167
- ◆施 設…多目的運動広場



8. 教育

●武道館

➡ **武道館 ☎029-822-8730**

◆所在地…文京町 10-16

◆施設…弓道場、柔道場（2面）、剣道場（2面）

●新治運動公園

➡ **スポーツ振興課 ☎内線 5125**

◆所在地…藤沢 801-1

◆施設…多目的グラウンド(サッカー1面またはフットボール2面)、テニスコート4面、野球場(大人1面または少年野球3面)

●新治トレーニングセンター

➡ **スポーツ振興課 ☎内線 5125**

◆所在地…藤沢 990

◆施設…バレーボール2面またはバスケットボール1面もしくはバドミントン6面

●本郷グラウンド

➡ **新治地区公民館 ☎029-862-2673**

◆所在地…本郷番外1

◆施設…野球場1面

(4) 土浦の公園

➡ **公園街路課 ☎内線 2423**

市民の憩いの場であるとともに、災害時の避難場所や防火のための遮断広場としても活用します。

◆土浦市都市公園

名 称	所 在 地	種別
川口運動公園	川口二丁目 12 番	運動公園
亀城公園	中央一丁目 13 番	近隣公園
神立公園	北神立町地内	地区公園
中貴公園	東中貴町地内	近隣公園
霞ヶ浦総合公園	大岩田地内	総合公園
乙戸沼公園	中村西根地内	総合公園
乙戸南公園	乙戸南二丁目 6 番	近隣公園
右廻児童公園	右廻地内	街区公園
真鍋児童公園	東真鍋町 16 番	街区公園
神立第一児童公園	中神立町地内	街区公園
神立第二児童公園	中神立町地内	街区公園
神立第三児童公園	中神立町地内	街区公園
向台児童公園	乙戸南三丁目 6 番	街区公園

稲荷児童公園	乙戸南二丁目 17 番	街区公園
下の内児童公園	乙戸南一丁目 11 番	街区公園
神林東公園	湖北二丁目 3 番	街区公園
神林西公園	湖北一丁目 3 番	街区公園
虫掛東公園	虫掛地内	街区公園
虫掛中央公園	虫掛地内	街区公園
虫掛立野公園	虫掛地内	街区公園
永国東公園	永国東町地内	街区公園
まりやま新町公園	右廻地内	街区公園
烏山東公園	烏山二丁目地内	街区公園
烏山西公園	烏山二丁目地内	街区公園
烏山南公園	烏山二丁目地内	街区公園
烏山北公園	烏山二丁目地内	街区公園
乙戸ファミリースポーツ公園	卸町一丁目 12 番	近隣公園
西根西第一児童公園	西根西一丁目 8 番	街区公園
卸町第一児童公園	卸町一丁目 4 番	街区公園
卸町第二児童公園	卸町二丁目 10 番	街区公園
東都和児童公園	東都和 6 番	街区公園
田村沖宿公園	おおつ野七丁目 4 番	近隣公園
木田余中央公園	木田余東台一丁目 8 番	街区公園
かすみ公園	木田余東台五丁目 27 番	街区公園
けやき公園	木田余東台四丁目 9 番	街区公園
みやわき公園	木田余東台三丁目 5 番	街区公園
風の公園	おおつ野八丁目 20 番	街区公園
緑の公園	おおつ野五丁目 9 番	街区公園
紫ヶ丘公園	紫ヶ丘地内	近隣公園
土浦市常名運動公園	常名地内	運動公園
瀧田東公園	瀧田二丁目地内	街区公園
瀧田西公園	瀧田一丁目地内	街区公園
千鳥ヶ池公園	小松三丁目 21 番	街区公園
こもれび公園	永国台地内	街区公園
水と緑の里公園	富士崎二丁目 7 番	近隣公園
朝日峠展望公園	小野地内	風致公園
田土部農村公園	田土部地内	街区公園
永井農村公園	永井地内	街区公園
大畑児童公園	大畑地内	街区公園
ふじさわ児童公園	藤沢地内	街区公園
ふるさとの森公園	藤沢・高岡地内	地区公園
摩利山緑地	摩利山新田地内	都市緑地
鶴沼公園	菅谷町地内	農村公園



9. 税金

(1) 税金について

●日本の税金

国や地方では、そこに住む人たちが快適で安全に暮らせるように、警察や消防、ごみの収集処理、学校、道路、上下水道など、様々な事業を行っています。税金とは、こうした事業に必要な経費をまかなうために集めるお金です。日本の税金には、国に納める国税と県や市に納める地方税があります。主なものとして、所得に対しては、所得税と住民税（市・県民税）が課税されます。土地や建物を所有している場合は、固定資産税・都市計画税が課税されます。自動車を所有している場合は、排気量に応じて自動車税や軽自動車税が課税されます。また、タバコやお酒にかけられる税のほか、物品の購入やサービスを受ける際には消費税が課税されます。日本に住んでいる人は、外国人であっても日本人と同様に税金を支払わなければなりません。

(2) 国税

➡ 土浦税務署 ☎029-822-1100

●所得税

その年の1月から12月までの所得に対して課税されます。会社に勤めていて給与がある人は、毎月の給与から税金が差し引かれますので、申告の必要はありません。ただし、給与から税金が差し引かれていない人や2か所以上から給与がある人、給与以外に所得がある人などは、毎年2月16日から3月15日までに、税務署に前年の所得の確定申告書を提出し、納税します。

(3) 地方税

●市・県民税

➡ 課税課 ☎内線 2232

国籍に関係なく1年以上日本に居住し、1月1日現在で土浦市に住んでいて、前年中に収入のあった人に課税されます。前年に収入のあった人は、その収入の金額に応じて翌年の6月から翌々年の5月まで、12か月に分割されて給与から差し引かれます。土浦市から転出された人でも、その年の1月1日に土浦市に住んでいた人は、土浦市で課税されます。

給与から差し引かれない人には、6月に納税通知書と納付書が届きますので、銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで支払います。銀行などの口座から税金の自動引き落としをすることもできます。納期は、6月、8月、10月、翌年1月の4回です。

●自動車税

➡ 土浦県税事務所 ☎029-822-7176

4月1日現在で自動車を所有している人に課税されます。5月に県税事務所から納税通知書と納付書が届きますので、銀行やコンビニエンスストアなどで支払います。自動車の車検を受けるときは、納税証明書（継続検査用）が必要になりますので、大切に保管してください。車の種別、排気量などで税額は異なり、納期は5月（年1回）です。

●軽自動車税

➡ 課税課 ☎内線 2493

4月1日現在で軽自動車（排気量660cc以下）、バイク（原動機付自転車や自動二輪）などを所有している人に課税されます。5月に納税通知書と納付書が届きますので、銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで支払います。軽自動車の車検を受けるときは、納税証明書（継続検査用）が必要になりますので、大切に保管してください。車の種別、排気量などで税額は異なり、納期は5月（年1回）です。
※自動車や軽自動車、バイクなどをほかの人に譲ったときや廃車したときは、必ず手続きをしてください。手続きをしないと所有していると見なされ、税金だけがかかり続けてしまいます。

◆登録・廃車などの手続き先

車両の種類	手続き先
原動機付自転車 (125cc以下)	土浦市役所課税課 大和町9-1 ☎029-826-1111（内線2493）
小型特殊自動車 (農耕用、その他)	
軽自動車 (660cc以下)	軽自動車検査協会土浦支所 卸町2-2-8 ☎029-843-3535
普通自動車、 二輪の小型自動車 (125cc超)	茨城運輸支局土浦自動車検査 登録事務所 卸町2-1-3 ☎050-5540-2018



9. 税金

◆原動機付自転車標識の交付

新規登録は販売証明書、譲り受けた人は譲渡を証明する書類と印鑑が必要になります。転入のときは、廃車申告受付書または標識交付証明書が必要です。

◆原動機付自転車の廃車

標識（ナンバー）を取りはずし、標識交付証明書と印鑑を持参して手続きをしてください。

●固定資産税

➡ 課税課 ☎内線 2228、2337

1月1日現在、土地、家屋、償却資産（事業用資産）を持っている人には、固定資産税が課税されます。税額は、評価額から求められる課税標準額に、税率（1.4%）をかけて算出します。4月に納税通知書と納付書が届きますので、銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで支払います。銀行などの口座から税金の自動引き落としをすることもできます。納期は、4月、7月、12月、翌年2月の4回です。

●都市計画税

➡ 課税課 ☎内線 2228、2337

市街化区域内に土地、家屋を持っている人には、都市計画税が課税されます。税額は、評価額から求められる課税標準額に、税率（0.3%）をかけて算出します。固定資産税と合わせて課税され、同じ納付書で納めていただきます。

●納税場所と方法

➡ 納税課 ☎内線 2230

市が指定する銀行や信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、郵便局、コンビニエンスストア、市役所（支所・出張所）で納めることができます。また、安全で便利な口座からの自動引き落としをご利用ください。さらに、軽自動車税はインターネットからクレジットカードで納めることもできます。

●税金を滞納した場合

いずれの税金にも納付期限が決められており、期限までに納めないときは、督促手数料や延滞金が課せられることがあります。さらに、催促されても支払わないときは、強制的に財産を処分されたり給与などの差し押さえをされることがあります。

●出国するとき

日本から出国するときに、納める必要のある税金があるときは、本人に代わり納税に関する一切の手続き（書類の受領、納税や還付金の受領など）を行う納税管理人を定めるか、予定納税（納税通知書が送付される前に税額を計算し、出国前にあらかじめ納税すること）するか、または全額を納めてください。

●税に関する証明

➡ 課税課 ☎内線 2493

在留資格の更新・変更や保育所に子どもを預けると、公営住宅に入居を申し込むとき、各種助成を受けるときなどに、収入を証明する書類や納税状況を証明するための書類などが必要になることがあります。証明書の発行が必要な人は、本人を確認できるものを持参して、課税課へ申請してください。※源泉徴収票は、勤務先の会社などで発行するものです。勤務先へ請求してください。

種 別	備 考
➡ 課税課市民税係 ☎内線 2493	※持参するもの ●本人確認できるもの 在留カード、運転免許証、国民健康保険証など。ただし、事業所所在証明書、土地／家屋登録証明書、地番図などの閲覧の場合は必要ありません。 ●申請する人が、本人または同居の親族でない場合は、委任状・代理人選任届が必要となります。 （ただし、土地／家屋評価証明書・土地／家屋課税証明書については、同居の親族であっても委任状・代理人選任届が必要です）
土地／家屋登録証明書 ☆	
土地／家屋評価証明書 ☆	
土地／家屋課税証明書 ☆	
所有不動産証明書 ☆	
事業所所在証明書 ☆	
市県民税課税／非課税証明書 ☆	
市県民税所得証明書 ☆	
納税証明書 ☆	
固定資産評価額通知書	
➡ 課税課土地係・家屋係 ☎内線 2228、2337	
住宅用家屋証明書	
建物現況証明書	
建物滅失証明書	
固定資産課税台帳および地番図などの閲覧	

☆印がついている証明書は、市民課でも発行しています。



10. 自動車・バイク

→ 生活安全課 ☎内線 2298

(1) 自動車・バイクの運転

日本では、自動車やバイクは左側通行、歩行者は右側通行です。日本の道路は狭いうえに車や歩行者が多いため、交通事故も多く発生します。運転者も歩行者も交通ルールを守り、交通事故にあわないよう十分に注意しましょう。

●運転免許

日本で自動車やバイクを運転するときには、運転免許が必要です。母国で取得した免許証を持ってきてもそのままでは運転できません。国際運転免許証に切り替えて日本に持ってくるか、日本の運転免許証へ切り替える必要があります。

◆国際運転免許証

ジュネーブ条約に基づいて発給された国際運転免許証があれば、日本でも運転できます。ただし、日本で運転できる期間は、発給日または日本に入国した日から1年間のいずれか短いほうです。国際運転免許の有効期間内でも日本に入国してから1年を超えると運転することができません。引き続き日本で運転する場合には、日本の運転免許証が必要になります。また、3か月未満の出国期間で新たに取得した国際運転免許証では、日本で運転できないことが多いので注意してください。

※ジュネーブ条約に加盟していない中国、ベトナム、インドネシア、ブラジルなどで発行した国際運転免許証では運転できません。

◆日本の運転免許証への切り替え

運転免許証を国際運転免許証に切り替えずに日本に来た場合は、日本の運転免許証に切り替えることで運転することができます。切り替えの際は、現在持っている外国の運転免許証が有効期間内にあり、外国で運転免許証を取得してから、その国に通算して3か月以上滞在したことが証明できることなどの条件が必要です。そのうえで、適性検査や運転に必要な知識や技能の審査を行い、合格すると日本の運転免許証が交付されます。

※日本人と同じ方法で免許を取得する場合は、自動車教習所に通って取得するのが一般的です。期間は1～2か月で、費用は30～40万円かかります。なお、授業や試験は日本語で行われます。

●運転するときの注意など

交通事故や交通違反をすると運転免許の停止や取り消しをされることがあります。中でも飲酒運転に対する罰則は厳しく、運転をしていた人だけでなく一緒に乗っていた人やお酒を提供した人も罰せられます。飲酒をするときは車に乗らないようにするか、車で出かけて飲酒するときは、運転代行業者を利用するなど、注意しましょう。

(2) 自動車・バイクの所有

自動車やバイクを購入するとき、ほかの人に譲るとき、廃車するとき、住所が変わるときなどには、届け出をしてください。特にほかの人に譲るときは、必ず登録者の名前を変更してください。手続きをしないと事故を起こしたときに責任を問われることがあります。また、自動車や250ccを超えるバイクは、一定期間ごとに国が実施する自動車検査(車検)を受け、運行の際には車検証を携帯しなければなりません。新車で車を購入した場合は、3年目に最初の車検を受け、以後2年ごとに車検を受けることが義務付けられています。さらに、自動車の登録には、駐車場所を確保し、警察署から「車庫証明」を発行してもらう必要があります。

(3) 自動車保険

●強制保険(自動車損害賠償責任保険)

法律で、すべての自動車(バイクや原動機付自転車も含む)1台ごとに加入することが義務付けられている保険です。

●任意保険

法律で強制的に加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)と異なり、加入するかしないかを選べます。しかし、自賠責保険は補償される対象が限られているため、人身事故を起こしたときには十分な保障ができません。任意保険に加入しておく、事故を起こしたときの賠償金の支払いや相手との交渉なども保険会社が代わりにしてくれるので安心です。



1 1. 交通安全

→ 生活安全課 ☎内線 2298

(1) 交通ルールとマナー

日本では、自動車やバイクは左側通行、歩行者は右側通行で、歩行者が優先です。通行するときは、信号機や交通標識を守りましょう。

●自動車・バイク

- 自動車を運転するときは、シートベルトを締め、バイクを運転するときは、ヘルメットをかぶらなければなりません。また、6歳未満の子どもを自動車に乗せるときは、チャイルドシートの使用が義務づけられています。
- 少量でもお酒を飲んで運転してはいけません。
- 運転するときには必ず免許証を携帯していなければなりません。
- 運転中に携帯電話の使用は禁止されています。
- 救急車や消防車、パトカーなどの緊急車両には道を譲らなければいけません。

●自転車

- 自転車は、基本的には車道の左側を走らなければなりません。ただし、安全のためにやむを得ない場合は、歩道を自転車で通行することができます。
- “自転車通行可”の道路標識などがある歩道は、自転車で通行することができます。
- お酒を飲んで自転車に乗ってはいけません。
- 二人乗りや傘さし、携帯電話を使用しながら自転車に乗ってはいけません。
- 夜間はライトをつけなければいけません。

●歩行者

- 歩道がある道路では歩道を通行し、歩道がない道路では道路の右側を通行します。
- 横断歩道のない道路を横断するのはとても危険です。必ず横断歩道を渡りましょう。
- 歩行者信号が青でも、右・左折する車が交差点に進入してくる恐れがあるため、道路を渡るときは左右の確認を忘れないようにしましょう。
- 斜め横断や赤信号を無視して横断するのは大変危険なため、やめましょう。
- 夜間に外出するときは、明るい色の服装や反射材を身につけましょう。

●自転車駐車場（駐輪場）

駅周辺の交通環境を守るためと、通勤や通学、買い物などに利用していただくため、自転車駐車場（有料）と臨時自転車置き場（無料）を設置しています。

◆自転車駐車場と臨時自転車置き場

名 称	所 在 地	電話番号
土浦駅東口第一	有明町 2	029-826-4911
土浦駅東口第二	有明町 2	029-826-4911
土浦駅東口第三	有明町 2	029-826-4911
土浦駅東口第四	有明町 2	029-826-4911
土浦駅西口第一	大和町 2	029-826-7979
土浦駅西口第二	川口一丁目 4	029-826-7979
土浦駅西口地下	大和町 9	029-826-7979
神立駅西口	神立中央一丁目 1	029-833-0355
荒川沖駅西口	中荒川沖町 28	
荒川沖駅東口第一	荒川沖東三丁目 8	
荒川沖駅東口第二	荒川沖東三丁目 9	

(2) 交通事故

●交通事故を起こしたとき

- ①負傷者がいる場合は、可能な応急手当をしてから ☎119 番で救急車を呼ぶ
- ②☎110 番で警察に知らせ、現場で指示を受ける。
事故が続発する恐れがあるときやほかの交通の妨げになるときは、車を安全な場所に移動させる。
- ③事故の大小にかかわらず、警察へ事故の届け出をしないと“あて逃げ”や“ひき逃げ”として厳しく罰せられます。
- ④加入している保険会社に連絡する。

●交通事故にあったとき

- ①けがをしたときは、安全な場所に移動し、☎119 番で救急車を呼ぶ（呼んでもらう）。
- ②☎110 番で警察に知らせ、現場で指示を受ける。
- ③加入している保険会社に連絡する。
- ④警察と保険会社が事故現場に来るまでに、相手の車のナンバー、運転免許証番号、住所、氏名、電話番号などを確認しておく。
- ⑤身体を打ったりけがをしたときは、どんなに軽くても病院に行き、検査を受ける。



1 1. 交通安全

(3) 県民交通災害共済

県民交通災害共済は、加入者（会員）が交通事故によるけがをした場合に、治療実日数に応じた見舞金をお支払いする制度です。

◆対象者

土浦市に住んでいる人（住民基本台帳に記載されている人）

◆共済期間

4月1日から翌年3月31日まで（途中で加入の場合は、申込翌日から3月31日まで）

◆会費（年間）

大人…900円、中学生以下…500円（9月30日以降に加入の場合は、大人…450円、中学生以下…250円）

◆加入の申し込み

市役所、各支所・出張所に会費の支払いと合わせて申し込み

◆対象となる交通事故

- ・道路交通法に規定する車両（自動車、バイク、自転車など）の運行に伴う衝突や転倒など、道路上での事故により死傷した場合
- ・踏切道における電車などとの接触や衝突の事故により死傷した場合

◆請求期間

交通事故による災害を受けた日の翌日から起算して2年以内。

◆共済見舞金

等級	災 害 区 分	金 額
1	死亡	100万円
2	治療実日数 181 日以上の傷害	30万円
3	治療実日数 151 日以上の傷害	25万円
4	治療実日数 121 日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91 日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61 日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41 日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21 日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8 日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3 日以上の傷害	2万円

◆身障見舞金

すでに共済見舞金の給付を受けた会員が、その交通事故が直接の原因で身体障害者障害程度等級表1級または2級の障害を残すことになった場合に50万円が給付されます。

(4) 主な交通標識



通行止め



車両通行止め



車両進入禁止



指定方向外進行禁止



転回禁止



追越しのための右側部分はみ出し通行禁止



駐停車禁止



駐車禁止



最高速度



自動車専用



自転車および歩行者専用



歩行者専用



一方通行



指定方向別通行区分



駐車可



徐行



一時停止



横断歩道



踏切あり



車線数減少



T型道路交差点あり



12. 外国語で対応できる病院

◆病院・医院

医療機関名	診療科目	対応言語
宇津木眼科 富士崎 1-16-14 ☎029-823-4160	眼科	英語
ウララ胃腸科外科 大和町 9-2 ウララ 2-203 ☎029-825-4477	胃腸科	英語
大石内科クリニック 大岩田 2472 ☎029-835-0014	内科	英語
大塚クリニック 神立中央 3-9-1 ☎029-832-7555	内科 小児科 循環器内科	英語
おおつ野こどもクリニック おおつ野 8-2-18 ☎029-828-2580	小児科	英語
烏山診療所 烏山 2-530-386 ☎029-843-0331	内科	英語
結束耳鼻咽喉科医院 大町 7-19 ☎029-821-0222	耳鼻咽喉科	英語
県南病院 中 1087 ☎029-841-1148	脳神経外科	英語
国立病院機構 霞ヶ浦医療センター 下高津 2-7-14 ☎029-822-5050 ※内科はフランス語、循環器 内科は中国語も可。 ただし、外国語は、外来患 者のみ対応可。	内科 循環器内科 呼吸器内科 外科 整形外科 産婦人科 小児科 眼科	英語
柴田マタニティクリニック 桜町 4-13-20 ☎029-821-0154	産婦人科	英語
染谷小児科 大和町 9-2 ウララ 2-306 ☎029-825-3121	小児科 内科	英語
高野医院 荒川沖西 2-12-2 ☎029-841-0154	内科 小児科 消化器内科	英語

医療機関名	診療科目	対応言語
高安クリニック 立田町 1-22 ☎029-822-8201 ※循環器科は英語のみ可	内科 神経内科 漢方内科 循環器科	英語 中国語 フランス語 韓国語
つくばメンタルクリニック 港町 1-7-15 ☎029-826-3883	精神科	英語
総合病院土浦協同病院 おおつ野 4-1-1 ☎029-830-3711	総合内科 循環器内科 消化器内科 呼吸器内科 腎臓内科 血液内科 内分泌内科 膠原病内科 精神内科 小児科 新生児科 消化器外科 心臓外科 血管外科 呼吸器外科 脳神経外科 整形外科 皮膚科 形成外科 乳腺外科 小児外科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 頭頸部外科 歯科口腔外科 麻酔科 ペインクリニック 緩和ケア科 心身医療科 救急集中治療科 集中治療科 放射線診断科 放射線治療科	英語



12. 外国語で対応できる病院

医療機関名	診療科目	対応言語
総合病院土浦協同病院 おおつ野 4-1-1 ☎029-830-3711	化学療法科 予防医療科 病理診断科 リハビリテーション科	英語
土浦中央クリニック 城北町 6-18 ☎029-835-0200	内科 外科 脳神経外科	英語
つちうらハートクリニック 桜町 1-8-14 関鉄土浦ビルⅡ 4 階 ☎029-825-6111	内科 循環器科	英語
つちうら東口クリニック 有明町 2-31 関鉄土浦ビル 4 階 ☎029-825-7880	小児科	英語
土浦ベリルクリニック 都和 4-4022-2 ☎029-835-3002	内科	英語
鶴町皮膚科クリニック 荒川沖西 1-17-4 ☎029-842-3046	皮膚科	英語
額賀医院 富士崎 1-7-25 ☎029-821-5748	内科 整形外科	英語
萩原クリニック 神立中央 5-24-25 ☎029-832-2111	内科 小児科 泌尿器科	英語 ポルトガル語
久松医院 桜町 1-13-5 ☎029-821-0405	内科 小児科 放射線科	英語
久松耳鼻咽喉科医院 中央 2-4-21 ☎029-821-6002	耳鼻咽喉科	英語
ひろたこどもクリニック 文京町 11-3 ☎029-827-4150	小児科	英語
松本内科医院 中村東 3-1-20 ☎029-843-1211	内科 小児科	英語
宮崎クリニック 藤沢 964-2 ☎029-830-6800	内科	英語

医療機関名	診療科目	対応言語
ゆみこ内科クリニック 田中 3-4-41 ☎029-821-1180	内科	英語

※土浦市医師会に加入している病院を掲載しています。



12. 外国語で対応できる病院

◆歯科

医療機関名	対応言語
ウララ歯科クリニック 大和町 9-2 ウララ 2-204 ☎029-825-4488	英語
梶塚歯科クリニック 大和町 2-22 ☎029-823-1551	英語
加茂歯科 永国 879-6 ☎029-824-5117	英語
菊池歯科医院 中高津 1-21-10 ☎029-822-1661	英語
小林歯科医院 白鳥町 1106-180 ☎029-831-7644	英語
さくらい歯科医院 木田余東台 3-9-30 ☎029-824-2005	英語
しば歯科 真鍋 4-11-2 ☎029-821-8772	英語
たかぎ歯科 国分町 4-15 ☎029-822-3111	英語
ちゃぞの歯科医院 神立中央 5-4-14 ☎029-832-3600	中国語
ながい歯科クリニック 大町 4-13 ☎029-846-1122	英語 中国語 韓国語 フランス語 ポルトガル語 スペイン語 タイ語 ベトナム語
永国台歯科クリニック 永国 1052-7 ☎029-826-1511	英語
南学園歯科医院 西根南 3-1-29 ☎029-841-0606	英語 中国語

医療機関名	対応言語
宮田歯科クリニック 中荒川沖町 2-6 ツインビル 201 ☎029-843-4618	英語
みなと歯科クリニック 港町 1-4-19 ワコー第2ビル ☎029-835-3480	英語
茂木歯科医院 真鍋 1-11-25 ☎029-821-0735	英語
よしだ歯科 小山田 1-427 ☎029-841-4848	英語 中国語

※土浦市歯科医師会に加入している病院を掲載しています。



13. 薬局・薬店

薬局・薬店名	住所	電話番号
アイン薬局土浦店	沖宿町 2762-3	☎029-846-7111
アスカ薬局土浦店	生田町 2-11	☎029-823-2135
アップル薬局霞ヶ浦店	下高津 1-21-53	☎029-879-8690
イオン薬局土浦店	上高津 367	☎029-835-8400
今川薬局土浦店	おおつ野 5-1-25	☎029-869-6677
駅前薬局ウララ3	大和町 9-3	☎029-821-1742
SFC薬局おおつ野ヒルズ店	おおつ野 8-2-22	☎029-828-2135
大川薬局	桜町 2-4-12	☎029-823-8603
奥井薬局	中央 1-8-16	☎029-824-3870
奥井薬局駅東口店	港町 1-7-3 小島ビル 1F	☎029-821-9963
学園調剤薬局荒川沖店	荒川沖 422-1	☎029-834-2481
烏山薬局	烏山 1-476-2	☎029-843-7577
花梨薬局神立店	神立中央 5-25-14	☎029-832-8776
カワチ薬局土浦南店	中高津 3-1-3	☎029-835-3575
カワチ薬局真鍋店	真鍋新町 20-20	☎029-835-8138
神立中央薬局	神立中央 3-14-19	☎029-828-8801
神立病院	神立中央 5-11-2	☎029-831-9711
神立薬局	神立東 1-15-2	☎029-831-6408
漢方薬厚仁堂	中村南 1-1-12	☎029-841-0209
きだまり薬局	木田余 1641-1	☎029-825-1246
協和調剤薬局おおつ野支局	おおつ野 8-1-11	☎029-898-9914
クオール薬局土浦店	大岩田 2469-33	☎029-835-2090
げんき調剤薬局さくら店	桜町 3-10-16	☎029-879-8356
坂本薬局	荒川沖西 2-1-1	☎029-841-0122
さくらい薬局土浦永国店	永国 1044-1	☎029-835-7777
さくらい薬局土浦文京店	文京町 10-22	☎029-835-2277
さくらい薬局南荒川沖店	荒川沖南区 100	☎029-830-5050
さくら薬局土浦駅西口店	大和町 9-2 ウララ 2-2F	☎029-824-8642
島田薬局	小松 1-5-2	☎029-822-1560
ジョイフル本田荒川沖店	北荒川沖町 1-30	☎029-841-2211
スカイ薬局	中高津 1-15-49	☎029-825-3011
スズラン薬局桜ヶ丘店	桜ヶ丘町 28-46	☎029-822-5614
すみれ調剤薬局	神立中央 5-4-16	☎029-831-1411
スミレ薬局	桜町 3-14-18-102	☎029-835-2518
センター薬局	城北町 7-23	☎029-825-3301
センター薬局本店	沖宿町 2695-7	☎029-893-2621
たなか薬局	田中 3-1762-2	☎029-896-3347
調剤薬局かなざわ	中村南 4-4-32	☎029-841-5153
調剤薬局ツルハドラッグ土浦小松店	小松 1-4-27	☎029-825-5268
土浦産婦人科	中央 1-14-22	☎029-821-0068
土浦調剤薬局	下高津 1-21-50	☎029-826-0750
土浦調剤薬局大町店	大町 7-18	☎029-828-7833
土浦ペリルクリニック	都和 4-4022-2	☎029-835-3002

薬局・薬店名	住所	電話番号
土浦南調剤薬局	中荒川沖町 5-3	☎029-841-7500
坪和薬局	神立中央 1-1-3	☎029-831-0317
都和病院	西並木町 3690	☎029-824-3434
テラカド薬局	下高津 2-6-27	☎029-821-6218
南山堂薬局おおつ野店	おおつ野 5-14-1	☎029-846-0211
南山堂薬局乙戸南店	乙戸南 3-110-5	☎029-842-2989
南山堂薬局土浦北店	常名 3968-8	☎029-835-0733
南山堂薬局土浦店	川口 1-5-19	☎029-823-4858
南山堂薬局中高津店	中高津 3-11-15	☎029-875-9815
南山堂薬局中村店	中 1085	☎029-830-4700
沼野薬局	藤沢 964-8	☎029-833-4799
博済薬局	桜町 4-15-5	☎029-827-2243
はすの実薬局	木田余 1661-2	☎029-879-7533
フチャ薬局	右靱 2626-17	☎029-830-4612
ぶらす調剤薬局	大岩田 2472	☎029-821-3670
ブルシェ奥井薬局	田中 2-10 フード・ワ ストッカー田中店内	☎029-823-8299
フレンド薬局	中村東 2-18-1	☎029-843-1122
ポプリ薬局朝日店	桜町 3-6-14	☎029-893-3810
ポプリ薬局桜町店	桜町 3-5-3	☎029-835-3555
ポプリ薬局中央店	中央 2-14-5	☎029-896-6872
ポプリ薬局中村店	中村南 5-30-2	☎029-841-5331
めぐみ調剤薬局	城北町 13-19	☎029-828-5264
桃園薬局	下坂田 2012-6	☎029-830-6131
ヤックスドラッグ土浦真鍋薬局	真鍋 3-3386	☎029-827-0725
山口薬局	中央 1-7-11	☎029-821-2617
山口薬局ウララ店	大和町 9-2 ウララ 2-1F	☎029-825-5211
山口薬局おおつ野店	おおつ野 5-14-4	☎029-898-9393
山口薬局中央店	中央 1-12-24	☎029-893-3575
ライズ調剤薬局	荒川沖西 2-11-11	☎029-834-2233
ライズ調剤薬局土浦北店	並木 5-4076-3	☎029-832-1689

※土浦市薬剤師会に加入している薬局・薬店を掲載しています。



14. 困ったときの相談窓口

●外国人相談センター

茨城県国際交流協会では、外国人のための「外国人相談センター」を開設しています。外国人の皆さんが、疑問や問題について母国語で相談できるよう、9言語での相談に応じます。電話や面接など都合の良い方法でご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。また、法律上の専門的な相談が必要な人のために、月に2回、予約制で無料の弁護士相談会を実施しています。

◆相談内容

法律、在留資格、労働、医療、教育、結婚など

◆受付時間

8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

◆受付体制

相談員が、英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、スペイン語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語、日本語での相談に応じます。

◆言語別受付スケジュール

曜日	言語	
月	英語・日本語	中国語（13:30～17:00）
火	英語・日本語	スペイン語、韓国語、ベトナム語
水	英語・日本語	中国語、タイ語
木	英語・日本語	ポルトガル語、タガログ語
金	英語・日本語	タイ語（8:30～17:00）
		インドネシア語（13:30～17:00）

◆場所および連絡先

公益財団法人茨城県国際交流協会

「外国人相談センター」

水戸市千波町後川 745

県民文化センター分館2階

☎029-244-3811

●電話相談

◆ハローワーク土浦

職業相談、職業紹介を行っています。

☎029-822-5124

言語	曜日	対応時間
英語	月・水・金	9:00～15:00
ポルトガル語	月～木	9:00～15:00
スペイン語	火・木	9:00～15:00
中国語	月・水	9:00～15:00

◆外国人労働者向け相談ダイヤル

賃金、解雇、退職、労働時間、休日などの労働条件における相談を行っています。

受付時間…10:00～15:00（12:00～13:00を除く）

言語	曜日	電話番号
英語	月～金	0570-001701
中国語		0570-001702
ポルトガル語		0570-001703
スペイン語	火・木・金	0570-001704
タガログ語	火・水	0570-001705

◆AMD A国際医療情報センター

外国語が通じる病院の紹介や、医療福祉制度の案内を行っています。

☎03-5285-8088

言語	曜日	対応時間
英語、タイ語、中国語 韓国語、スペイン語	毎日	9:00～20:00
ポルトガル語	月・水・金	9:00～17:00
タガログ語	水	13:00～17:00
ベトナム語	木	13:00～17:00



15. 日常生活で見る主なピクトグラム

表示	表示の内容
	非常口： 災害が起きたときなど、緊急のときに逃げる出口
	広域避難場所： 公園など、災害が起きたときに逃げる場所
	消火器： 粉末式消火器が置いてある場所
	救護所： 災害が起きたときに、けがをした人の応急手当をする場所
	化粧室（トイレ）： 左：女性用 右：男性用
	障害者のシンボルマーク： 障害者が利用できる建物、施設
	案内所： 観光や宿泊、道案内などをする場所
	エレベーター： 公共施設や商業施設などでエレベーターがある場所
	エスカレーター： 公共施設や商業施設などでエスカレーターがある場所
	階段： 公共施設や商業施設などで階段がある場所
	コインロッカー： 公共施設や商業施設などでコインロッカーがある場所
	喫煙所： 公共施設や商業施設などで喫煙できる場所

表示	表示の内容
	Wi-Fi スポット： Wi-Fi が使える場所
	電車： 電車乗り場がある場所
	バス： バス乗り場がある場所
	タクシー： タクシー乗り場がある場所
	駐車場： 駐車場がある場所
	銀行・両替： 銀行または両替所がある場所
	ATM： 銀行などに預けているお金を引き出す機械がある場所
	郵便： 郵便局がある場所
	ペットボトル： リサイクルできるペットボトル
	リサイクル用紙： リサイクルできる紙
	プラスチック： リサイクルできるプラスチック
	アルミ： リサイクルできるアルミ

※このほかにも、日常生活において様々な情報や注意を示すためのサインが数多くあります。



16. 公共施設などのテレホンガイド

市役所・支所・出張所		
土浦市役所	大和町 9-1	☎029-826-1111
大町庁舎（水道課）	大町 11-38	☎029-821-6237
都和支所	並木 3-3-43	☎029-821-1490
南支所	荒川沖西 2-11-28	☎029-841-0036
上大津支所	手野町 1505-1	☎029-828-1007
新治支所	藤沢 990	☎029-862-3515
神立出張所	神立町 682-54	☎029-832-3292

教育委員会・農業委員会		
教育委員会事務局	大和町 9-2 ウララ 2-7F	☎029-826-1111
青少年センター	大和町 9-2 ウララ 2-8F	☎029-823-7838
青少年指導室	大和町 9-2 ウララ 2-8F	☎029-823-7838
教育相談室	東真鍋町 2-5	☎029-825-6211
教育相談室（電話相談）	東真鍋町 2-5	☎029-823-7837
第一学校給食センター	下高津 4-5-5	☎029-821-0559
第二学校給食センター	中神立町 31-5	☎029-831-4525
農業委員会事務局	大和町 9-1	☎029-826-1111

都市基盤・生活環境		
水道課（大町庁舎）	大町 11-38	☎029-821-6237
大岩田配水場	大岩田 1734	☎029-823-7422
道路補修事務所	田中町 3282	☎029-823-6604
清掃事務所	田中町 3282	☎029-821-3189
衛生センター	佐野子 13	☎029-821-1724
清掃センター	中村西根 1811-1	☎029-841-3427
一般廃棄物最終処分場	白鳥町 924-4	☎029-831-7374
環境クリーンセンター	かすみがうら市上佐谷 31-1	☎0299-59-4649
市営斎場	田中 2-16-33	☎029-824-2013
今泉霊園管理事務所	今泉 1186	☎029-862-1108
土浦駅東駐車場	有明町 2-7	☎029-823-4815
土浦駅西駐車場	有明町 1	☎029-823-0220
土浦駅東口第一自転車駐車場	有明町 2-7	☎029-826-4911
土浦駅東口第二自転車駐車場	有明町 2	☎029-826-4911
土浦駅東口第三自転車駐車場	有明町 2	☎029-826-4911
土浦駅東口第四自転車駐車場	有明町 2	☎029-826-4911
土浦駅西口第一自転車駐車場	大和町 2	☎029-826-7979
土浦駅西口第二自転車駐車場	川口一丁目 4	☎029-826-7979
土浦駅西口地下自転車駐車場	大和町 9-1	☎029-827-0202
神立駅西口自転車駐車場	神立中央一丁目 1	☎029-833-0355

福祉・保健		
土浦市保健センター	下高津 2-7-27	☎029-826-3471
幼児ことばの教室	下高津 2-7-27	☎029-826-1111

休日緊急診療所	下高津 2-7-27	☎029-823-9628
新治保健センター	藤沢 990	☎029-862-5011
都和児童館	板谷 2-712-9	☎029-832-3112
ポプラ児童館	烏山 2-530-394	☎029-841-3212
新治児童館	本郷 347-1	☎029-862-4403
地域子育て支援センター「さくらんぼ」	田中 3-4-5	☎029-823-1288
子育て交流サロン「わらべ」	中高津 1-19-20	☎029-825-1030
子育て交流サロン「のぞみ」	東真鍋町 2-5	☎029-824-8620
家庭児童相談室（こども福祉課）	大和町 9-1	☎029-826-1111
障害者自立支援センター	大和町 9-2 ウララ 2-5F	☎029-827-1123
療育支援センター	上高津 1809	☎029-824-8013
つくしの家	上高津 1810	☎029-823-5881
新治総合福祉センター	沢辺 1423-1	☎029-862-3522
ふれあいセンター「ながみね」	中村西根 2078-1	☎029-830-5600
老人福祉センター「湖畔荘」	手野町 1892-1	☎029-828-0881
老人福祉センター「つわぶき」	中都 1-5428-2	☎029-831-4126
老人福祉センター「うらら」	大和町 9-2 ウララ 2-6F	☎029-827-0050
社会福祉協議会	大和町 9-2 ウララ 2-4F	☎029-821-5995
シルバー人材センター	東真鍋町 2-5	☎029-824-8281

産業・消費		
国民宿舎「水郷」霞浦の湯	大岩田 255	☎029-823-1631
土浦市観光協会	中央 1-3-16	☎029-824-2810
まちかど蔵「大徳」	中央 1-3-16	☎029-824-2810
観光案内所	有明町 1-30	☎029-821-4166
観光情報物産センター「きらら館」	大和町 9-1	☎029-824-6110
勤労青少年ホーム	文京町 9-2	☎029-822-7921
勤労者総合福祉センター 「ワークヒル土浦」	木田余東台 4-1-1	☎029-826-2622
消費生活センター	中央 2-16-4	☎029-823-3928
産業文化事業団	大岩田 1051	☎029-823-4811
土地開発公社	大和町 9-1	☎029-826-3400
小町の館	小野 491	☎029-862-1002
農業公社	永井本郷入会地宇龍山番外-1	☎029-862-5143

消防・防災		
消防本部	田中町 2083-1	☎029-821-0119
土浦消防署	田中町 2083-1	☎029-821-0119
土浦消防署 南分署	桜ヶ丘町 13-1	☎029-823-0119
土浦消防署 並木出張所	西並木町 3580-1	☎029-824-0119
荒川沖消防署	中荒川沖町 27-12	☎029-841-0119
神立消防署	神立中央 5-32-6	☎029-831-0119
新治消防署	大畑 46	☎029-862-4577



16. 公共施設などのテレホンガイド

文化・コミュニティ		
図書館	文京町 9-2	☎029-822-3389
三中地区分館	中村南 4-8-14	☎029-843-8434
神立地区分館	神立町 682-54	☎029-833-1296
都和分館	並木 5-4824-1	☎029-830-1091
新治地区分館	藤沢 982	☎029-896-6465
博物館	中央 1-15-18	☎029-824-2928
上高津貝塚ふるさと歴史の広場	上高津 1843	☎029-826-7111
市民会館	東真鍋町 2-6	☎029-822-8891
一中地区公民館（コミュニティセンター）	大手町 13-9	☎029-821-0104
二中地区公民館（コミュニティセンター）	木田余 1675	☎029-824-3588
三中地区公民館（コミュニティセンター）	中村南 4-8-14	☎029-843-1233
四中地区公民館（コミュニティセンター）	国分町 11-5	☎029-824-9330
上大津公民館（コミュニティセンター）	手野町 3252	☎029-828-1008
六中地区公民館（コミュニティセンター）	烏山 2-2346-1	☎029-842-3585
都和公民館（コミュニティセンター）	並木 5-4824-1	☎029-832-1667
新治地区公民館（コミュニティセンター）	藤沢 982	☎029-862-2673
神立地区コミュニティセンター	神立町 682-54	☎029-833-1295
亀城プラザ	中央 2-16-4	☎029-824-3121
男女共同参画センター	大和町 9-1	☎029-827-1107
土浦市生涯学習館	文京町 9-2	☎029-822-3381

スポーツ・レクリエーション・公園		
亀城公園管理事務所	中央一丁目 13	☎029-823-1858
亀城公園東櫓	中央一丁目 13	☎029-824-0028
霞ヶ浦総合公園管理事務所	大岩田 580	☎029-824-0880
テニスコート	大岩田 580	☎029-824-0880
霞ヶ浦文化体育会館	大岩田 1051	☎029-823-4811
ネイチャーセンター	大岩田 145	☎029-826-4829
川口運動公園管理事務所	川口 2-12-75	☎029-821-1648
川口運動公園野球場	川口 2-12-75	☎029-821-1648
川口運動公園テニスコート	川口 2-12-75	☎029-821-1648
乙戸ファミリースポーツ公園 テニスコート	卸町 1-1-11	☎029-862-1943 予約： ☎029-843-1233
神立公園野球場	北神立町 3	☎029-821-1648
武道館	文京町 10-16	☎029-822-8730
青少年の家	乙戸 1099	☎029-842-8429
新治運動公園	藤沢 801-1	☎029-826-1111 (内線 5125) (スポーツ振興課)
新治トレーニングセンター	藤沢 990	☎029-826-1111 (内線 5125) (スポーツ振興課)

市立の保育所・幼稚園・学校		
◆保育所		
新生保育所	中村南 1-24-1	☎029-841-0575
荒川沖保育所	荒川沖西 2-10-11	☎029-841-0037
霞ヶ岡保育所	霞ヶ岡町 13-20	☎029-821-1890
東崎保育所	東崎町 4-7	☎029-821-2807
駅前分園	大和町 9-2 ウララ 2-8F	☎029-826-3515
都和保育所	並木 2-8-4	☎029-822-8053
天川保育所	天川 1-24-1	☎029-822-6172
新川保育所	城北町 18-19	☎029-822-8896
桜川保育所	田中 3-4-5	☎029-821-9136
神立保育所	神立中央 3-8-22	☎029-831-8464
竹ノ入保育所	西根南 3-4-46	☎029-842-6253
◆幼稚園		
土浦幼稚園	文京町 9-6	☎029-821-0796
土浦第二幼稚園	富士崎 2-1-46	☎029-821-1310
都和幼稚園	板谷 4-714-7	☎029-831-3735
大岩田幼稚園	小岩田東 2-18-4	☎029-824-3430
新治幼稚園	沢辺 1423-4	☎029-862-3507
◆小学校		
土浦小学校	大手町 13-32	☎029-822-2325
下高津小学校	下高津 4-2-9	☎029-821-1100
東小学校	中 455	☎029-841-0565
大岩田小学校	大岩田 2066-1	☎029-821-0247
真鍋小学校	真鍋 4-3-1	☎029-821-0752
都和小学校	並木 5-4826-1	☎029-831-1510
荒川沖小学校	荒川沖東 3-24-3	☎029-841-0049
中村小学校	中村南 5-29-5	☎029-841-0168
土浦第二小学校	富士崎 2-1-41	☎029-821-0205
上大津東小学校	沖宿町 2489	☎029-828-1018
上大津西小学校	手野町 3651	☎029-828-1016
神立小学校	中神立町 4	☎029-831-5999
右廻小学校	右廻 1728-3	☎029-842-2501
都和南小学校	常名 3090	☎029-823-8251
乙戸小学校	乙戸南 2-1-1	☎029-843-2008
菅谷小学校	菅谷町 1464-8	☎029-831-8331
藤沢小学校	藤沢 3057	☎029-862-3505
斗利出小学校	高岡 1367	☎029-862-3506
山ノ荘小学校	本郷 301	☎029-862-3504
◆中学校		
土浦第一中学校	文京町 3-8	☎029-821-3679
土浦第二中学校	東真鍋町 21-7	☎029-821-0808
土浦第三中学校	中村南 1-25-15	☎029-841-0200
土浦第四中学校	中高津 3-10-4	☎029-821-0297
土浦第五中学校	手野町 3218-1	☎029-828-1021



16. 公共施設などのテレホンガイド

土浦第六中学校	右廻 428	☎029-842-7751
都和中学校	中貫 1222-2	☎029-831-0866
新治中学校	藤沢 913	☎029-862-3503

市立以外の保育所（保育園）・幼稚園・学校

◆保育所（保育園）

エンゼル・ゆめ保育園	真鍋 2-10-23	☎029-822-1863
白鳥保育園	白鳥町 1096-4	☎029-831-2590
中央保育園	神立中央 1-10-21	☎029-830-1284
つくば国際保育園	東崎町 12-21	☎029-823-7404
土浦愛隣会保育所	右廻 1681	☎029-841-0463
めぐみ保育園	烏山 5-2263-8	☎029-841-2838
高岡保育園	高岡 2303-4	☎029-862-4666
藤沢保育園	藤沢 1746	☎029-862-2600
白帆保育園	蓮河原新町 8-30	☎029-823-3070
あおぞら保育園	上高津 1800-1	☎029-869-7490
愛保育園	中村南 1-14-11	☎029-843-6877
童話館保育園	東真鍋町 9-28	☎029-824-1323

◆幼稚園

あおば台幼稚園	右廻 2755	☎029-842-6311
天川幼稚園	天川 1-4-19	☎029-821-4126
エンゼルススポーツ幼稚園	烏山 5-2039	☎029-842-6820
白帆幼稚園	蓮河原新町 11-35	☎029-823-2695
新学幼稚園	手野町 4524	☎029-828-1905
中央幼稚園	神立中央 2-1-18	☎029-831-2103
つくば国際短期大学附属幼稚園	真鍋 6-6-9	☎029-826-5146
土浦聖母幼稚園	大町 9-6	☎029-823-1460
土浦日本大学高等学校附属幼稚園	桜ヶ丘町 17-45	☎029-822-0696
土浦みどり幼稚園	並木 4-1-36	☎029-822-7090
中村白百合幼稚園	中村南 5-31-1	☎029-841-5885
ひたち学院幼稚園	乙戸 1029-1	☎029-842-7107
まなべすみれ幼稚園	東真鍋町 22-11	☎029-824-3522
もみじこども園	下高津 2-10-21	☎029-821-1645
もみじ第二こども園	若松町 1-73	☎029-822-5987

◆中学校・高等学校

常総学院中学校	中村西根 1010	☎029-842-0708
土浦日本大学中等教育学校	小松ヶ丘町 4-46	☎029-822-3386
土浦第一高等学校	真鍋 4-4-2	☎029-822-0137
土浦第二高等学校	立田町 9-6	☎029-822-5027
土浦第三高等学校	大岩田 1599	☎029-821-1605
土浦湖北高等学校	菅谷町 1525-1	☎029-831-4170
土浦工業高等学校	真鍋 6-11-20	☎029-821-1953
常総学院高等学校	中村西根 1010	☎029-842-8771
つくば国際大学高等学校	真鍋 1-3-5	☎029-821-0670
土浦日本大学高等学校	小松ヶ丘町 4-46	☎029-822-3382

◆短期大学・大学

つくば国際短期大学	真鍋 6-7-10	☎029-821-6125
つくば国際大学	真鍋 6-20-1	☎029-826-6000

◆特別支援学校

県立土浦特別支援学校	上高津 1238	☎029-824-5549
------------	----------	---------------

◆専修学校

アール医療福祉専門学校	湖北 2-10-35	☎029-824-7611
竹岸食肉専門学校	中 710-2	☎029-841-0497
筑波研究学園専門学校	上高津 1601	☎029-822-2452
アール情報ビジネス専門学校	湖北 2-10-35	☎029-824-7611
土浦市医師会附属准看護学院	東真鍋町 2-39	☎029-824-2131
筑波保育医療専門学校	東崎町 8-5	☎029-821-2264
土浦編物学院	東崎町 8-6	☎029-821-1433
さくらドレスメーカー女学院	東崎町 6-2	☎029-821-1683
土浦看護専門学校	滝田 1-7-3	☎029-835-3001

県の施設

県南県民センター

県民福祉課	真鍋 5-17-26	☎029-822-7010
県南地区交通事故相談所	真鍋 5-17-26	☎029-823-1123
県南地区就職支援センター （ジョブカフェけんなん）	真鍋 5-17-26	☎029-825-3410

地域福祉室

地域福祉	真鍋 5-17-26	☎029-822-7217
保護	真鍋 5-17-26	☎029-822-7241

環境・保安課

廃棄物対策、鳥獣・狩猟	真鍋 5-17-26	☎029-822-8364
公害防止	真鍋 5-17-26	☎029-822-7048
産業保安	真鍋 5-17-26	☎029-822-7067

建築指導課

建築	真鍋 5-17-26	☎029-822-8519
宅地	真鍋 5-17-26	☎029-822-7082

県南農林事務所

企画調整部門

総務課	真鍋 5-17-26	☎029-822-0841
企画調整課	真鍋 5-17-26	☎029-822-7083
農地調整課	真鍋 5-17-26	☎029-822-7084

振興・環境室

農業振興課	真鍋 5-17-26	☎029-822-7086
林業振興課	真鍋 5-17-26	☎029-822-7087

経営・普及部門

経営課	真鍋 5-17-26	☎029-822-8517
地域普及第一課	真鍋 5-17-26	☎029-822-7251

土地改良部門

事業調整課	真鍋 5-17-26	☎029-822-5045
-------	------------	---------------



16. 公共施設などのテレホンガイド

用地管理課	真鍋 5-17-26	☎029-822-8522
工務課	真鍋 5-17-26	☎029-822-8524
土浦県税事務所	真鍋 5-17-26	☎029-822-7176
土浦県税事務所自動車税分室	卸町 2-1-5	☎029-842-7812
霞ヶ浦北浦水産事務所	真鍋 5-17-26	☎029-822-7266
県南家畜保健衛生所	真鍋 5-17-26	☎029-822-8518
県南教育事務所	真鍋 5-17-26	☎029-822-7289
いじめ・体罰解消サポートセンター	真鍋 5-17-26	☎029-823-6770
霞ヶ浦流域下水道事務所	湖北 2-8-1	☎029-823-1621
県南生涯学習センター	大和町 9-1 ウララ 1-5F	☎029-826-1101
県南食肉衛生検査所	下高津 2-7-38	☎029-822-0740
県南水道事務所	大岩田 2972	☎029-821-3945
土浦警察署	立田町 1-20	☎029-821-0110
荒川沖地区交番	荒川沖西 2-10-3	☎029-841-0110
土浦駅前交番	大和町 5-5	☎029-823-0110
文京町交番	文京町 7-3	☎029-824-0110
真鍋町交番	真鍋 3-1-25	☎029-822-0110
神立地区交番	神立中央 3-2-23	☎029-833-0110
新治都和交番	並木 5-4824-3	☎029-831-8350
茨城交通反則通告センター土浦分室	立田町 1-20	☎029-824-6773
土浦産業技術専門学院	中村西根番外 50-179	☎029-841-3551
土浦児童相談所	下高津 3-14-5	☎029-821-4595
土浦土地改良事務所	真鍋 5-17-26	☎029-822-5045
土浦土木事務所		
総務課（代表）	中高津 3-11-5	☎029-822-4340
契約課	中高津 3-11-5	☎029-822-4341
検査監	中高津 3-11-5	☎029-822-5011
用地課	中高津 3-11-5	☎029-822-5012
道路整備第一課	中高津 3-11-5	☎029-822-4343
道路整備第二課	中高津 3-11-5	☎029-822-4344
河川整備課	中高津 3-11-5	☎029-822-4345
道路管理課	中高津 3-11-5	☎029-822-4346
土浦保健所	下高津 2-7-46	☎029-821-5342
霞ヶ浦環境科学センター	沖宿町 1853	☎029-828-0960
中央青年の家	永井 987	☎029-862-3500

国の施設		
茨城陸運支局土浦自動車検査登録事務所	卸町 2-1-3	☎050-5540-2018
軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所	卸町 2-2-8	☎029-843-3535
土浦税務署	城北町 4-15	☎029-822-1100
ハローワーク土浦	真鍋 1-18-19	☎029-822-5124
霞ヶ浦河川事務所土浦出張所	蓮河原町 4497	☎029-821-2155
関東地方整備局常総国道工事事務所	川口 1-1-26	☎029-826-2040

常陸河川国道事務所 土浦国道出張所	沖新田 29-4	☎029-841-0928
日本年金機構土浦年金事務所 （旧土浦社会保険事務所）	下高津 2-7-29	☎029-824-7169
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	右靱 2410	☎029-842-1211
陸上自衛隊土浦駐屯地	阿見町青宿 121-1	☎029-887-1171
自衛隊茨城地方協力本部 土浦地域事務所	川口 1-3-142 E-107	☎029-821-6986
水戸地方検察庁土浦支部・ 土浦区検察庁	中央 2-16-7	☎029-822-0040
水戸刑務所土浦拘置支所	国分町 5-1	☎029-821-0084
水戸地方法務局土浦支局	下高津 1-12-9	☎029-821-0783
土浦公証役場	富士崎 1-7-21	☎029-821-6754
土浦労働基準監督署	中央 2-14-11	☎029-821-5127
水戸地方裁判所土浦支部	中央 1-13-12	☎029-821-4359
水戸家庭裁判所土浦支部	中央 1-13-12	☎029-821-4359
土浦簡易裁判所	中央 1-13-12	☎029-821-4359
土浦検察審査会事務局	中央 1-13-12	☎029-821-4359

公共・公益事業所など		
茨城県建設技術公社	永国 886-3	☎029-824-5116
茨城県建設業協会土浦支部	中高津 3-11-22	☎029-821-6514
茨城県信用保証協会土浦支店	中央 2-2-28	☎029-826-7811
茨城県総合健診協会県南センター	手野町 1-1	☎029-830-3355
茨城県宅地建物取引業協会 土浦つくば支部	下高津 3-7-36	☎029-825-6161
茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所	下高津 3-14-5	☎029-823-2354
茨城県弁護士会土浦支部	中央 1-13-3	☎029-875-3349
茨城県保険医協会	文京町 1-50	☎029-823-7930
霞ヶ浦市民協会	川口 2-13-6	☎029-821-0552
土浦青色申告会	真鍋 1-16-11	☎029-824-0309
土浦市医師会	東真鍋町 2-39	☎029-821-0849
土浦市歯科医師会	川口 1-3 115-B306	☎029-827-2780
土浦市指定上下水道協同組合	大町 11-43	☎029-823-3455
土浦市外十五ヶ町村土地改良区	上高津 464	☎029-822-2828
土浦商工会議所	中央 2-2-16	☎029-822-0391
土浦市新治商工会	高岡 1902-7	☎029-862-2325
土浦商店街連合会	中央 2-2-16	☎029-823-8286
土浦青年会議所	中央 2-2-16	☎029-822-3426
土浦地区交通安全協会	立田町 1-20	☎029-821-5487
土浦農業協同組合	田中 1-1-4	☎029-822-0534
土浦西支店	粕毛 705-2	☎029-821-4081
都和支店	並木 2-10-32	☎029-821-1964
東部支店	小松 2-13-9	☎029-823-3888



16. 公共施設などのテレホンガイド

中村支店	中村西根 132	☎029-841-0564
中央支店	木田余 3119-3	☎029-821-7300
新治支店	藤沢 514-1	☎029-862-3521
土浦法人会	真鍋 1-16-11	☎029-822-5657
土浦労働基準協会	中央 2-14-11	☎029-824-0324
東京電力土浦支社	千束町 4-18	☎0120-995-331
		☎0120-995-332
東部ガス茨城南支社	有明町 2-49	☎029-821-1107
日本瓦斯土浦営業所	中荒川沖町 24-25	☎029-842-8350
日本政策金融公庫土浦支店 国民生活事業	中央 1-1-26	☎029-822-4141
東日本高速道路土浦北料金所	並木 5-4839-2	☎029-831-9361

鉄道・バス

◆鉄道

土浦駅	有明町 1-30	下記にお問 い合わせく ださい。
荒川沖駅	荒川沖東 2-1-6	
神立駅	神立中央 1-1-25	

☆列車時刻・運賃・料金・空席情報案内 ☎050-2016-1600

☆忘れ物案内 ☎050-2016-1601

◆バス

関東鉄道	真鍋 1-10-8	☎029-822-3724
土浦営業所	川口 2-7-26	☎029-822-5345
ジェイアールバス関東土浦支店	富士崎 2-1-50	☎029-821-5234

郵便局

土浦郵便局	城北町 2-21	☎029-821-0101
沖宿郵便局	沖宿町 1447-1	☎029-828-1001
神立駅前郵便局	神立中央 1-11-6	☎029-831-0179
土浦天川郵便局	天川 1-28-1	☎029-821-4907
土浦荒川沖郵便局	荒川沖西 1-18-11	☎029-841-1713
土浦駅前郵便局	大和町 5-4	☎029-821-4902
土浦大手町郵便局	大手町 5-12	☎029-821-4904
土浦乙戸郵便局	乙戸南 2-8-12	☎029-841-6100
土浦霞ヶ岡郵便局	小松 2-13-5	☎029-821-4910
土浦烏山簡易郵便局	烏山 2-530-370	☎029-843-2785
土浦小松郵便局	小松 1-5-1	☎029-821-4906
土浦穴塚郵便局	穴塚 1750	☎029-822-0846
土浦下高津郵便局	中高津 1-1-4	☎029-821-4909
土浦白鳥簡易郵便局	白鳥町 1096-30	☎029-832-0931
土浦鷹匠町郵便局	中央 2-14-11	☎029-821-4905
土浦都和郵便局	並木 3-2-48	☎029-821-4913
土浦手野簡易郵便局	手野町 27-1	☎029-828-1208
土浦中貫郵便局	中貫 1917	☎029-831-0569

土浦中村郵便局	中村南 1-1-15	☎029-841-0412
土浦永国郵便局	永国東町 1-9	☎029-822-8933
土浦真鍋台郵便局	真鍋 6-5-13	☎029-823-5599
土浦南郵便局	荒川沖東 3-19-4	☎029-841-4354
真鍋郵便局	真鍋新町 18-9	☎029-821-4903
藤沢郵便局	藤沢 1443	☎029-862-3000
山ノ荘郵便局	永井 686-1	☎029-862-3080
沢辺郵便局	沢辺 879-4	☎029-862-3010

報道機関

朝日新聞土浦支局		☎029-822-0131
茨城新聞社土浦・つくば支社		☎029-822-4567
産経新聞水戸支局		☎029-221-7158
東京新聞土浦通信部		☎029-855-2262
毎日新聞社土浦通信部		☎029-821-0214
読売新聞社土浦支局		☎029-821-0273
NHKつくば報道室		☎029-852-5211
日本経済新聞つくば支局		☎029-852-0345
時事通信社つくば支局		☎029-852-6171
茨城放送		☎029-244-3991
共同通信社水戸支局つくば通信部		☎029-852-5588
土浦ケーブルテレビ		☎029-825-6470
土浦記者クラブ	大和町 9-1 市役所内	☎029-821-2169
日刊工業新聞社茨城支局		☎029-221-6400
日本工業経済新聞社水戸支局		☎029-301-1055
日刊建設工業新聞社		☎03-3433-7151
日刊建設新聞社		☎029-227-4551
常陽新聞		☎029-869-9800

○外国人向け生活情報サイト

◆行政機関など

- ・ 土浦市
(<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/>)
- ・ 土浦市国際交流協会
(<http://www.tsuchiura-ia.jp/>)
- ・ 茨城県
(<http://www.pref.ibaraki.jp/>)
- ・ 茨城県国際交流協会
(<http://www.ia-ibaraki.or.jp/>)
- ・ 入国管理局
(<http://www.immi-moj.go.jp/>)
- ・ 外務省
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・ 総務省
(<http://www.soumu.go.jp/>)
- ・ 法務省
(<http://www.moj.go.jp/>)
- ・ 厚生労働省
(<http://www.mhlw.go.jp/>)

◆外国人向け生活情報

- ・ 多言語生活情報（自治体国際化協会）
(<http://www.clair.or.jp/tagengo/>)
- ・ 外国人相談センター（茨城県国際交流協会）
(<http://www.ia-ibaraki.or.jp/kokusai/soudan/center/>)
- ・ 生活ガイドブック（茨城県国際交流協会）
(<http://www.ia-ibaraki.or.jp/kokusai/paper/guide/>)
- ・ 災害時マニュアル（茨城県国際交流協会）
(<http://www.ia-ibaraki.or.jp/kokusai/soudan/disaster/>)
- ・ メディカルハンドブック（茨城県国際交流協会）
(<http://www.ia-ibaraki.or.jp/kokusai/soudan/medical/>)
- ・ 事件や事故などの対応（茨城県警察本部）
(<http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/foreign/>)
- ・ NHK ワールド（ニュース・番組）
(<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/>)
- ・ NHK NEWS WEB EASY(やさしい日本語のニュース)
(<http://www3.nhk.or.jp/news/easy/>)

○土浦市国際交流協会の紹介

土浦市国際交流協会は、平成4（1992）年、市民が国際交流、国際理解についての関心を高め、国際化を推進するために、市民の有志が中心となって設立しました。

【所在地】

土浦市大和町9番1号
（土浦市市民生活部市民活動課内）
☎029-826-1111（内線2030）
<http://www.tsuchiura-ia.jp/>

【事業】

1. 市民の国際感覚と国際理解を高めることにすること
2. 国際交流推進体制の整備にすること
3. 多様な国際交流の推進にすること
4. 地域・組織と一体化した国際交流の推進にすること
5. 国際交流の「場」づくりの推進にすること
6. 外国人の活動しやすい環境づくりの推進にすること
7. 姉妹都市及び友好都市との交流及び親善にすること
8. 国際協力にすること

【活動内容】

市民の国際交流・理解についての意識高揚を促進するため、4つの部会に分かれて各種事業の企画・運営を行っています。

●国際交流事業部会

異文化交流事業、土浦キララまつり七夕おどり参加などの国際交流にすること

●姉妹都市及び友好都市交流事業部会

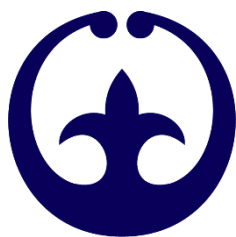
姉妹都市及び友好都市との交流、中学生交換交流などの交流事業にすること

●多文化共生事業部会

日本語教室、日本語ボランティア養成講座、多国語講座、地域ふれあい事業、国際交流ボランティアなどの多文化共生にすること

●広報部会

ニューズレター発行やホームページ管理運営などの広報及び募金活動にすること



土浦市外国人生活ガイドブック

2016

発行：茨城県土浦市

編集：土浦市市民生活部市民活動課

〒300-8686 土浦市大和町9番1号

☎029-826-1111（代表）

<http://www.city.tsuchiura.lg.jp>